

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領新旧対照表（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領</p>	<p>需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領</p>
<p>全部改正 平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号 一部改正 平成 26 年 11 月 28 日付け 26 政統第 2183 号 一部改正 平成 27 年 4 月 16 日付け 27 生産第 150 号 一部改正 平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1842 号 一部改正 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 政統第 933 号 一部改正 平成 28 年 6 月 23 日付け 28 政統第 489 号 一部改正 平成 29 年 3 月 29 日付け 28 政統第 1943 号 一部改正 平成 29 年 11 月 30 日付け 29 政統第 1254 号 一部改正 平成 30 年 4 月 1 日付け 29 政統第 1883 号 一部改正 令和元年 5 月 15 日付け 31 政統第 218 号 一部改正 令和 2 年 4 月 1 日付け元政統第 2112 号 一部改正 令和 2 年 12 月 15 日付け 2 政統第 1597 号 一部改正 令和 2 年 12 月 28 日付け 2 政統第 1692 号 一部改正 令和 3 年 3 月 31 日付け 2 政統第 2573 号 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3725 号 一部改正 令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農産第 5189 号</p>	<p>全部改正 平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号 一部改正 平成 26 年 11 月 28 日付け 26 政統第 2183 号 一部改正 平成 27 年 4 月 16 日付け 27 生産第 150 号 一部改正 平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1842 号 一部改正 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 政統第 933 号 一部改正 平成 28 年 6 月 23 日付け 28 政統第 489 号 一部改正 平成 29 年 3 月 29 日付け 28 政統第 1943 号 一部改正 平成 29 年 11 月 30 日付け 29 政統第 1254 号 一部改正 平成 30 年 4 月 1 日付け 29 政統第 1883 号 一部改正 令和元年 5 月 15 日付け 31 政統第 218 号 一部改正 令和 2 年 4 月 1 日付け元政統第 2112 号 一部改正 令和 2 年 12 月 15 日付け 2 政統第 1597 号 一部改正 令和 2 年 12 月 28 日付け 2 政統第 1692 号 一部改正 令和 3 年 3 月 31 日付け 2 政統第 2573 号 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3725 号 一部改正 令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農産第 5189 号</p>
<p><u>一部改正 令和 6 年 4 月 11 日付け 5 農産第 4910 号</u></p>	
<p>第 1 ・ 第 2 （略）</p>	<p>第 1 ・ 第 2 （略）</p>
<p>第 3 国が提供するきめ細かい情報等</p>	<p>第 3 国が提供するきめ細かい情報等</p>

1 (略)

2 各県・各産地の作付意向等の把握・公表

(1) 各県・各産地の作付意向等の把握

地方農政局長等(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)は、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、各都道府県及び地域農業再生協議会別の米や戦略作物等の作付計画及び作付状況や水田収益力強化ビジョンの検討状況を把握し、1月末、4月末、6月末及び9月15日時点の状況を別紙様式第1号により取りまとめ、原則として、翌月の10日(9月15日時点の状況については9月20日)までに、農産局長に報告する。

ただし、農産局長が必要があると認める場合は、別途報告を求めることができるものとする。

また、地方農政局長等は、状況に応じて、「米に関するマンスリーレポート」や参考資料等と併せて、適宜、都道府県農業再生協議会に情報提供する。

(2) 各県・各産地の作付意向等の公表

農産局長は、2(1)により地方農政局長等から受けた報告に基づき、原則として、各都道府県の中間的な作付意向を3月及び6月に公表するとともに、地域農業再生協議会別の中間的な作付意向を6月に公表する。また、各都道府県及び地域農業再生協議会別の作付結果等については、10月中旬を目途に公表する。

ただし、農産局長は、必要があると認める場合は、別途公表することができるものとする。

3 (略)

第4～第7 (略)

1 (略)

2 各県・各産地の作付意向の把握・公表

(1) 各県・各産地の作付意向の把握

地方農政局長等(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)は、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、各都道府県及び地域農業再生協議会別の米や戦略作物等の作付計画及び作付状況や水田収益力強化ビジョンの検討状況を把握し、1月末、4月末、6月末及び8月末時点の状況を別紙様式第1号により取りまとめ、原則として、翌月の5日までに、農産局長に報告する。

ただし、農産局長が必要があると認める場合は、別途報告を求めることができるものとする。

また、地方農政局長等は、状況に応じて、「米に関するマンスリーレポート」や参考資料等と併せて、適宜、都道府県農業再生協議会に情報提供する。

(2) 各県・各産地の作付動向の公表

農産局長は、2(1)により地方農政局長等から受けた報告に基づき、原則として、各都道府県の中間的な作付意向を2月及び5月に公表するとともに、地域農業再生協議会別の中間的な作付意向を5月に公表する。また、各都道府県及び地域農業再生協議会別の作付結果等については、9月下旬を目途に公表する。

ただし、農産局長は、必要があると認める場合は、別途公表することができるものとする。

3 (略)

第4～第7 (略)

別紙 1

加工用米について

第 1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 全国生産出荷団体（生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体。以下同じ。）
- 2 都道府県出荷団体（生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体。以下同じ。）
- 3～4（略）
- 5 農業者団体（農業者が組織する団体で、地方農政局長等が特に認めたものをいう。以下同じ。）

第 2 加工用米の範囲

- 1（1）・（2）（略）
- （3）（1）及び（2）に該当しない米穀で、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者又は農業者団体（以下「取組主体」という。）の申請に基づき、地方農政局長等が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

2（略）

第 3（略）

第 4 管理方式等

- 1・2（略）
- 3 多収品種は、次のいずれかに該当するものとする。

別紙 1

加工用米について

第 1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体（以下「全国生産出荷団体」という。）
- 2 生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体（以下「都道府県出荷団体」という。）
- 3～4（略）
- 5 農業者が組織する団体で、地方農政局長等が特に認めたもの（以下「農業者団体」という。）

第 2 加工用米の範囲

- 1（1）・（2）（略）
- （3）（1）及び（2）に該当しない米穀で、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者又は農業者団体（以下「全国生産出荷団体等」という。）の申請に基づき、地方農政局長等が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

2（略）

第 3（略）

第 4 管理方式等

- 1・2（略）
- 3 多収品種は、次のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) コシヒカリ環1号に(1)又は(2)の多収品種を戻し交雑させて育成した品種

第5 加工用米取組計画の認定等

1 加工用米取組計画認定申請書の提出

取組主体は、加工用米需要者団体等からの購入計画等を基に、加工用米の取組計画認定申請書(別紙様式第3—2号の1)(以下「取組計画認定申請書」という。)を作成する。

取組主体は、取組計画認定申請書を作成する場合、(1)に掲げる書類について、農産局長及び地方農政局等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

取組計画認定申請書については、(2)に掲げる必要書類を添付の上、当該加工用米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあつては農産局長に、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者のうち自ら取組計画を作成する者及び農業者団体(以下「地域流通農業者」という。)にあつては地方農政局長等に提出する。

保管及び添付を行う書類において、電算処理等の理由から本要領に規定する様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更して用いることができるものとする。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。(更に、地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。)

(1) 取組主体が保管する書類

販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

(1)・(2) (略)

(新設)

第5 加工用米取組計画の認定等

1 加工用米取組計画認定申請書の提出

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等からの購入計画等を基に、加工用米の生産に係る取組計画認定申請書(以下「取組計画認定申請書」という。)を作成する。

(新設)

取組計画認定申請書については、次に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第3—2号の1により、当該加工用米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあつては農産局長に、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者のうち自ら取組計画を作成する者及び農業者団体(以下「地域流通農業者」という。)にあつては地方農政局長等に提出する。

(新設)

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。(更に、地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。)

(新設)

(1) 販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

- ア 第6の2の(1)に定める加工用米販売契約書
- イ (略)
- ウ 買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(買取販売要領別記様式第1号)及び用途限定米穀の販売に関する誓約書(買取販売要領別記様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定により通知を受けた買取販売要領承認通知書(買取販売要領別記様式第3号。遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。)
- エ 自ら生産又は集荷した加工用米を、米加工品に加工した上で自ら販売する地域流通農業者(以下「自家加工農業者」という。)にあつては加工用米(新規需要米)自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)

(2) 取組計画認定申請書に添付する書類

- ア 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- イ 加工用米団体間集荷計画書(別紙様式第3-7号)
(取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。)
- ウ 加工用米の適正流通に関する誓約書(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)(別紙様式第3-18号)
- エ 上記のほか、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

2 取組計画の認定

農産局長又は地方農政局長等は、1により提出があつた取組計画認定申請書について、以下の認定基準に照らし、その内容を審査し、適切と判断した場合は、別紙様式第3-2号の2により、不適切と判断した場合は別紙様式第3-2号の3により提出者に通知する。

- ア 第6の2の(1)に定める加工用米販売契約書の写し
- イ (略)
- ウ 買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(買取販売要領別記様式第1号)及び用途限定米穀の販売に関する誓約書(買取販売要領別記様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定により通知を受けた買取販売要領承認通知書(買取販売要領別記様式第3号)の写し(遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。)
- エ 自ら生産又は集荷した加工用米を、自ら所有する加工施設において米加工品に加工した上で販売する地域流通農業者(以下「自家加工農業者」という。)にあつては加工用米(新規需要米)自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)

(新設)

- (2) 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- (3) 加工用米団体間集荷計画書(別紙様式第3-7号)
(取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。)
- (4) 加工用米の適正流通に関する誓約書(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)(別紙様式第3-18号)
- (5) 上記のほか、加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

2 取組計画の認定

農産局長又は地方農政局長等は、1により提出があつた取組計画認定申請書について、以下の認定基準に照らし、その内容を審査し、適切と判断した場合は、速やかにその認定を行い、別紙様式第3-2号の2により提出者に通知する。

ただし、9月15日までにその申請につき、不認定に係る通知がなかったときは、同日においてその認定があったものとみなす。

(1)～(4) (略)

(5) 取組主体、取組計画に参加する加工用米需要者団体等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。

(6) (略)

(7) 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について実施要綱Ⅳの第2の1の(9)及び2の8の⑦に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認された場合、それが別紙3の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。

※ (略)

3 (略)

4 加工用米取組計画の変更等

2の規定により認定された取組計画（以下「認定取組計画」という。）について、加工用米需要者団体等における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該加工用米需要者団体等に販売することができない場合や当該加工用米需要者団体等が加工用米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、別の新たな加工用米需要者団体等に販売する場合は、次の区分に応じ、農産局長又は地方農政局長等の承認を得るものとする。

ただし、用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領（平成22年4月19日付け22総食第61号総合食料局長通知）により、用途及び販売先の変更を承認された場合は省略することができる。

なお、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、農産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより、認定取組計画に係る加工用米需要者団体

(1)～(4) (略)

(5) 取組計画に参加する全国生産出荷団体等、加工用米需要者団体等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。

(6) (略)

(7) 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について実施要綱Ⅳの第2の9に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認された場合、それが別紙3の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。

※ (略)

3 (略)

4 加工用米取組計画の変更等

2の規定により認定された取組計画（以下「認定取組計画」という。）について、加工用米需要者団体等における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該加工用米需要者団体等に販売することができない場合や当該加工用米需要者団体等が加工用米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、別の新たな加工用米需要者団体等に販売する場合は、次の区分に応じ、農産局長又は地方農政局長等の承認を得るものとする。

ただし、用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領（平成22年4月19日付け22総食第61号総合食料局長通知）により、用途及び販売先の変更を承認された場合は省略することができる。

なお、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、農産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより、認定取組計画に係る加工用米需要者団体

等の同意を得て、認定取組計画の変更又は認定の取消しを申請することができるものとする。

- (1) 取組主体が所有する加工用米を新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた取組主体は、第5の1の(2)に掲げる必要書類を添付の上、取組計画変更承認申請書(別紙様式第3-9号)を速やかに提出し、全国生産出荷団体にあつては農産局長に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に、それぞれ承認を得るものとする。

- (2) 加工用米需要者団体等又は取組主体(自家加工農業者を除く。)と加工用米需要者団体等の取引について仲介を行う業者(以下「仲介事業者」という。)が所有する加工用米を別の新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた加工用米需要者団体等及び仲介事業者は、当該取組計画の取組主体の確認を受け、(1)に掲げる必要書類を添付の上、販売先変更承認申請書(別紙様式第3-10号)を速やかに提出し、加工用米全国需要者団体にあつては農産局長、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び仲介事業者にあつては地方農政局長等の承認を得るものとする。

ただし、加工用米需要者団体又は加工用米全国需要者団体における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、加工用米を買い受けることができなくなった場合であつて、新たな販売先が認定を受けた取組計画に係る購入計画書に添付した組合員別の内訳に記載された組合員であるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、(1)に掲げる必要書類を添付することを要しない。

第6 加工用米出荷・販売契約等

1 加工用米出荷契約数量報告

認定方針作成者及び農業者団体は、加工用米を生産する農業者との間で、別

等の同意を得て、認定取組計画の変更又は認定の取消しを申請することができるものとする。

- (1) 全国生産出荷団体等が所有する加工用米を新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた全国生産出荷団体等は、第5の1の(1)、(2)及び(4)に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第3-9号の取組計画変更承認申請書を速やかに提出し、全国生産出荷団体にあつては農産局長に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に、それぞれ承認を得るものとする。

- (2) 加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等(自家加工農業者を除く。)と加工用米需要者団体等の取引について仲介を行う業者(以下「仲介事業者」という。)が所有する加工用米を別の新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた加工用米需要者団体等及び仲介事業者は、当該取組計画の取組主体の確認を受け、(1)に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第3-10号の販売先変更承認申請書を速やかに提出し、加工用米全国需要者団体にあつては農産局長、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び仲介事業者にあつては地方農政局長等の承認を得るものとする。

ただし、加工用米需要者団体又は加工用米全国需要者団体における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、加工用米を買い受けることができなくなった場合であつて、新たな販売先が認定を受けた取組計画に係る購入計画書に添付した組合員別の内訳に記載された組合員であるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、(1)に掲げる必要書類を添付することを要しない。

第6 加工用米出荷・販売契約等

1 加工用米出荷契約数量報告

認定方針作成者及び農業者団体は、加工用米を生産する農業者との間で、別

添2に定める事項を内容とする加工用米の出荷に関する契約（以下「加工用米出荷契約」という。）を生産年の6月30日までに締結し、当該加工用米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、加工用米出荷契約数量及び生産予定面積等を加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表（別紙様式第3-11号）に取りまとめ、生産年の7月10日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出又は報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

2 加工用米販売契約数量報告

(1) 取組主体（自家加工農業者を除く。）は、加工用米を加工用米需要者団体等に対して売り渡そうとする場合は、以下に掲げる事項を記載した加工用米の販売に関する契約（以下「加工用米販売契約」という。）を締結する。

なお、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、加工用米販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

ア～オ（略）

(2) 取組主体（自家加工農業者を除く。）は、(1)の加工用米販売契約の締結結果を別紙様式第3-13号に取りまとめの上、生産年の翌年の2月15日までに、全国生産出荷団体については農産局長に、地域流通農業者については地方農政局長等に提出する。なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。その際、第7の2の(2)により販売契約数量を変更した場合は、変更後の数量を報告するものとする。

添2に定める事項を内容とする加工用米の出荷に関する契約（以下「加工用米出荷契約」という。）を生産年の6月30日までに締結し、当該加工用米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、加工用米出荷契約数量及び生産予定面積等を別紙様式第3-11号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の7月10日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

さらに、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、加工用米出荷契約の締結後、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷計画数量等を、生産年の7月31日までに別紙様式第3-12号により地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に報告するものとする。

なお、地方農政局長等への提出又は報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

2 加工用米販売契約数量報告

(1) 全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、加工用米を加工用米需要者団体等に対して売り渡そうとする場合は、以下に掲げる事項を記載した加工用米の販売に関する契約（以下「加工用米販売契約」という。）を締結する。

なお、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、加工用米販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

ア～オ（略）

(2) 全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、(1)の加工用米販売契約の締結結果を別紙様式第3-13号に取りまとめの上、加工用米販売契約の写しを添えて、生産年の翌年の2月15日までに、全国生産出荷団体については農産局長に、地域流通農業者については地方農政局長等に提出する。なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。その際、第7の2の(2)により販売契約数量を変更した

る。

3 (略)

第7 加工用米の売渡し等

1 加工用米の品位等検査等

(1) ~ (2) (略)

(3) 加工用米として流通させる米穀については、販売の際に、取組主体が、遵守事項省令第4条第1項第1号及び第2項に基づき加工用米である旨の表示を行う。

2 生産集出荷数量の報告

(1) (略)

(2) 認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、(1)により加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について、加工用米生産出荷数量一覧表(別紙様式第3-14号)に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等は、提出された加工用米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域に係るものを別紙様式第3-15号に取りまとめの上、生産年の翌年の4月15日までに農産局長に報告する。

第8 帳簿の整備及び流通状況の報告

場合は、変更後の数量を報告するものとする。ただし、第5の1において加工用米販売契約の写しを提出しており、販売契約数量に変更がない場合には報告を要しない。

3 (略)

第7 加工用米の売渡し等

1 加工用米の品位等検査等

(1) ~ (2) (略)

(3) 加工用米として流通させる米穀については、販売の際に、全国生産出荷団体等が、遵守事項省令第4条第1項第1号及び第2項に基づき加工用米である旨の表示を行う。

2 生産集出荷数量の報告

(1) (略)

(2) 認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、(1)により加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について、別紙様式第3-14号「加工用米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

(新設)

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等は、提出された加工用米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域に係るものを別紙様式第3-15号に取りまとめの上、生産年の翌年の4月15日までに農産局長に報告する。

第8 帳簿の整備及び流通状況の報告

1 全国生産出荷団体

全国生産出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、年度内（4月～3月）の売渡実績について別紙様式第3-16号に取りまとめ、毎年4月30日までに農産局長に報告する。

2 都道府県出荷団体

都道府県出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、年度内（4月～3月）の売渡実績について別紙様式第3-16号に取りまとめ、毎年4月30日までに地方農政局長等に報告する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

3 認定方針作成者、農業者、農業者団体、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体

認定方針作成者、農業者、農業者団体、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体は、加工用米の適正流通の観点から、主食用米と加工用米を区分して保管するとともに、加工用米の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳類を整備し、年度内（4月～3月）の売渡実績について別紙様式第3-16号に取りまとめた上で、毎年4月30日までに、加工用米全国需要者団体については農産局長に、認定方針作成者、農業者、仲介事業者及び加工用米需要者団体については地方農政局長等に、加工用米買取販売事業者のうち農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けた者については農産局長に、加工用米買取販売事業者のうち地方農政局長から当該承認を受けた者については当該地方農政局長に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

4 加工用米需要者及び自家加工農業者

(1) 加工用米需要者及び自家加工農業者は、原料米の受払台帳及び加工用米使用製品（加工用米を原料として製造された製品をいう。以下同じ。）の出荷

1 全国生産出荷団体

全国生産出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、半期ごと（4～9月分、10～3月分）に別紙様式第3-16号に取りまとめ、各半期の最終月の翌月の末日までに農産局長に報告する。

2 都道府県出荷団体

都道府県出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、半期ごと（4～9月分、10～3月分）に別紙様式第3-16号に取りまとめ、各半期の最終月の翌月の末日までに地方農政局長等に報告する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

3 認定方針作成者、農業者、農業者団体、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体

認定方針作成者、農業者、農業者団体、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体は、加工用米の適正流通の観点から、主食用米と加工用米を区分して保管するとともに、加工用米の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳類を整備し、半期ごと（4～9月分、10～3月分）に別紙様式第3-16号に取りまとめた上で、各半期の最終月の翌月の末日までに、加工用米全国需要者団体については農産局長に、認定方針作成者、農業者、仲介事業者及び加工用米需要者団体については地方農政局長等に、加工用米買取販売事業者のうち農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けた者については農産局長に、加工用米買取販売事業者のうち地方農政局長から当該承認を受けた者については当該地方農政局長に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

4 加工用米需要者及び自家加工農業者

(1) 加工用米需要者及び自家加工農業者は、原料米の受払台帳及び加工用米使用製品（加工用米を原料として製造された製品をいう。以下同じ。）の出荷

台帳等を整備し、加工用米等の使用状況等を常時明確にしておく。

- (2) 加工用米需要者及び自家加工農業者は、年度内（4月～3月）の加工用米の受払状況並びに加工用米使用製品の製造及び出荷の状況が常時分かる帳簿等を整備するとともに、別紙様式第3-17号に取りまとめ、毎年4月30日までに地方農政局長等に報告する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

第9 横流れ防止措置等

1 適正流通に係る誓約書の提出

- (1) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者及び仲介事業者は、加工用米の販売契約の締結又は購入計画書（別紙様式第3-3号）の作成に当たり、加工用米の適正流通に関する誓約書兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書（別紙様式第3-18号。以下「加工用米誓約書」という。）を作成し、取組主体を経由して農産局長又は地方農政局長等に提出する。

自家加工農業者は、別紙様式第3-18号による自らの加工用米誓約書を作成し、第5の1の取組計画認定申請書と併せて地方農政局長等に提出する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

- (2) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者又は取組主体は、加工用米の流通等に係る業務（とう精等）を委託する場合は、委託契約を締結するに当たり、委託先事業者から加工用米の適正流通に関する誓約書（別紙様式第3-19号）の提出を受け、(1)の加工用米誓約書とともに農産局長又は地方農政局長等に提出する。この場合、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

その際、委託先事業者は、加工用米の受払台帳等を整備し、加工用米の管理状況を常時明確にしておくものとする。

台帳等を整備し、加工用米等の使用状況等を常時明確にしておく。

- (2) 加工用米需要者及び自家加工農業者は、加工用米の受払状況並びに加工用米使用製品の製造及び出荷の状況を半期ごと、（4～9月分、10～3月分）に別紙様式第3-17号に取りまとめ、各半期の最終月の翌月の末日までに地方農政局長等に報告する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

第9 横流れ防止措置等

1 適正流通に係る誓約書の提出

- (1) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者及び仲介事業者は、加工用米の販売契約の締結又は購入計画書（別紙様式第3-3号）の作成に当たり、別紙様式第3-18号による加工用米の適正流通に関する誓約書兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書（以下「加工用米誓約書」という。）を作成し、全国生産出荷団体等を経由して農産局長又は地方農政局長等に提出する。

自家加工農業者は、別紙様式第3-18号による自らの加工用米誓約書を作成し、第5の1の取組計画認定申請書と併せて地方農政局長等に提出する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

- (2) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者又は全国生産出荷団体等は、加工用米のとう精等を委託する場合は、委託契約を締結するに当たり、委託とう精業者等から別紙様式第3-19号による加工用米誓約書の提出を受け、(1)の加工用米誓約書とともに農産局長又は地方農政局長等に提出する。この場合、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

その際、加工用米の委託とう精業者等は、加工用米の受払台帳等を整備し、加工用米の使用状況を常時明確にしておくものとする。

なお、加工用米需要者団体等及び加工用米買取販売事業者にあつては、取組主体を通じて提出するものとする。

2 適正流通に係る指導等

農産局長及び地方農政局長等は、取組計画の認定の際、取組主体、加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者、仲介事業者及び委託先事業者（以下「加工用米関係者」という。）に対し、本要領の規定及び取組計画に基づく取組を行うとともに、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、農産局長及び地方農政局長等は、加工用米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、加工用米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

別表

品種名	<u>あきいいな、亜細亜のかおり</u> 、いわいだわら、 <u>笑みたわわ</u> 、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば
-----	---

別添1（略）

別添2

加工用米出荷契約において定める事項について

1～2（略）

3 売渡し等に関する事項

なお、加工用米需要者団体等及び加工用米買取販売事業者にあつては、全国生産出荷団体等を通じて提出するものとする。

2 適正流通に係る指導等

農産局長及び地方農政局長等は、取組計画の認定の際、全国生産出荷団体等、加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者、仲介事業者及び委託とう精業者等（以下「加工用米関係者」という。）に対し、本要領の規定及び取組計画に基づく取組を行うとともに、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、農産局長及び地方農政局長等は、加工用米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、加工用米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

別表

品種名	いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、 <u>笑みたわわ、亜細亜のかおり</u>
-----	--

別添1（略）

別添2

加工用米出荷契約において定める事項について

1～2（略）

3 売渡し等に関する事項

<p>(1) 認定方針作成者は、加工用米生産農業者から売渡しの委託を受けた加工用米について、<u>取組主体</u>への再委託等ができる旨を記載する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p>	<p>(1) 認定方針作成者は、加工用米生産農業者から売渡しの委託を受けた加工用米について、<u>全国生産出荷団体等</u>への再委託等ができる旨を記載する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p>
<p>別添 3</p> <p style="text-align: center;">加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更</p> <p>本要領別紙 1 の第 7 の 2 の (1) の変更は、次により行うものとする。この際、農業者は、あらかじめ、次の 1 又は 2 のいずれかを選択するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一括管理方式による出荷においては、以下のいずれかの方法により、出荷必要数量を算出し、これを加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更後の数量とすることができる。</p> <p>ただし、(2) 及び (3) の変更にあたっては、認定方針作成者、農業者又は農業者団体が<u>加工用米生産出荷数量一覧表</u> (別紙様式第 3 - 14 号) に準じた書類を作成し、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>別添 3</p> <p style="text-align: center;">加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更</p> <p>本要領別紙 1 の第 7 の 2 の (1) の変更は、次により行うものとする。この際、農業者は、あらかじめ、次の 1 又は 2 のいずれかを選択するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一括管理方式による出荷においては、以下のいずれかの方法により、出荷必要数量を算出し、これを加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更後の数量とすることができる。</p> <p>ただし、(2) 及び (3) の変更にあたっては、認定方針作成者、農業者又は農業者団体が別紙様式第 3 - 14 号「<u>加工用米生産集出荷数量一覧表</u>」に準じた書類を作成し、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">新規需要米について</p> <p>第 1 取組主体</p> <p>取組主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p>5 <u>農業者団体</u> (農業者が組織する団体で、地方農政局長等が特に認めたものを)</p>	<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">新規需要米について</p> <p>第 1 取組主体</p> <p>取組主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p>5 農業者が組織する団体で、地方農政局長等が特に認めたもの (以下「<u>農業者</u></p>

いう。以下同じ。)

第2 新規需要米の用途

1 (略)

2 対象米穀

(1) 飼料用

品位等検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第3条の品位等検査をいう。以下同じ。）において飼料用もみ又は飼料用玄米の合格以上に格付けされた米穀又は品位等検査を受検しない場合において規格規程の第1の1の(3)のハの(ハ)及び第1の2の(3)のハの(へ)に準ずる品質（以下「品質基準」という。）であるとして、農産物検査法施行規則（昭和26年農林水産省令第32号）第6条1項及び同条第2項に定めるところに準じて確認された米穀

(2) 米粉用

品位等検査において水稲うるち玄米若しくは水稲もち玄米の3等以上又は水稲うるちもみ若しくは水稲もちもみの合格以上に格付けされた米穀（地方農政局長等がやむを得ない事由があるものとして特に認めた場合に限る、品位等検査の結果が水稲うるち玄米若しくは水稲もち玄米の規格外以上又は水稲うるちもみ若しくは水稲もちもみの規格外以上とすることができる。）又は次の品質基準を満たすことが客観的に確認された米穀

①～② (略)

(3) 共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、(1)及び(2)のほか、農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀又は農産物検査以外の方法により、玄米の品質基準相当であることの確認がされた米穀

(4) (略)

団体」という。)

第2 新規需要米の用途

1 (略)

2 対象米穀

(1) 飼料用

品位等検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第3条の品位等検査をいう。以下同じ。）において飼料用もみ又は飼料用玄米の合格以上に格付けされた米穀、又は品位等検査を受検しない場合において規格規程の第1の1の(3)のハの(ハ)及び第1の2の(3)のハの(ホ)に準ずる品質（以下「品質基準」という。）であるとして、農産物検査法施行規則（昭和26年農林水産省令第32号）第6条1項及び同条第2項に定めるところに準じて確認された米穀

(2) 米粉用

品位等検査において水稲うるち玄米若しくは水稲もち玄米の3等以上、又は水稲うるちもみ若しくは水稲もちもみの合格以上に格付けされた米穀又は次の品質基準を満たすことが客観的に確認された米穀

①～② (略)

(3) 共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、(1)及び(2)のほか、農産物検査員（農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀、又は農産物検査以外の方法により、玄米の品質基準相当であることの確認がされた米穀

(4) (略)

第3 管理方式等

1～2 (略)

別表

亜細亜のかおり、あみちゃんまい、越のかおり、笑みたわわ、北瑞穂、こなだもん、ふくのこ、ほしのこ、ミズホチカラ

第4 取組計画の作成、提出及び認定

1 第1に掲げる者(以下「取組主体」という。)は、新規需要米取組計画書(別紙様式第4-1号。以下「取組計画」という。)を作成する。

取組主体は、取組計画の作成をする場合、(1)に掲げる書類について、農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

取組計画については、(2)に掲げる必要書類を添付の上、当該新規需要米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあつては農産局長に、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者のうち自ら取組計画を作成する者及び農業者団体(以下「地域流通農業者」という。)にあつては地方農政局長等に提出する。

保管及び添付を行う書類において、電算処理等の理由から本要領に規定する様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更して用いることができるものとする。

(削除)

第3 管理方式等

1～2 (略)

別表

北瑞穂、ふくのこ、ミズホチカラ、笑みたわわ、亜細亜のかおり、ほしのこ、こなだもん、越のかおり、あみちゃんまい

第4 取組計画の作成、提出及び認定

1 第1に掲げる者(以下「農業者等」という。)は、別紙様式第4-1号の新規需要米取組計画書(以下「取組計画」という。)を作成し、以下の書類を添付の上、生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあつては農産局長に、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者のうち自ら取組計画を作成する者及び農業者団体(以下「地域流通農業者」という。)にあつては地方農政局長等に提出し、認定を受ける。

(新設)

(新設)

(新設)

また、認定方針作成者及び農業者団体にあつては、新規需要米を生産する農

(削除)

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。(更に、地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。)

(1) 取組主体が保管する書類

販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

ア 新規需要米の需要者(輸出代行業者が輸出を仲介する場合にあっては、当該輸出代行業者。以下「需要者等」という。)との間で締結した様式参考例に定める新規需要米の販売等に関する契約書(取組主体と需要者等の取引について、仲介事業者が販売(販売を委託する場合を除く。)に介在する場合にあっては、当該仲介事業者も含めた販売契約書。以下「販売契約書」という。)

イ 買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(買取販売

業者との間で、別添1に定める事項を内容とする新規需要米の出荷に関する契約(以下「新規需要米出荷契約」という。)を生産年の6月30日までに締結し、当該新規需要米出荷契約を締結した農業者(以下「出荷契約農業者」という。)の氏名、住所、新規需要米出荷契約数量及び生産予定面積を別紙様式第4-2号の新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の7月10日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

さらに、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にとっては、新規需要米出荷契約の締結後、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷数量等を、生産年の7月31日までに別紙様式第4-3号により地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に報告する。

ただし、(3)にあっては、当該需要者が所在する地域を管轄する地方農政局長等に直接提出することができる。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。(更に、地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。)

(1) 販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

ア 新規需要米の需要者(輸出代行業者が輸出を仲介する場合にあっては、当該輸出代行業者。以下「需要者等」という。)との間で別紙様式第4-4号により締結した新規需要米の販売等に関する契約書(以下「販売契約書」という。)の写し(農業者等と需要者等の取引について、仲介事業者が販売(販売を委託する場合を除く。)に介在する場合にあっては、当該仲介事業者も含めた販売契約書の写し。)

イ 買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(買取販売

要領別記様式第1号)及び用途限定米穀の販売に関する誓約書(買取販売要領別記様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定により通知を受けた承認通知書(買取販売要領別記様式第3号。遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。)

ウ 自ら生産又は集荷した新規需要米を、自ら利用又は販売する地域流通農業者(以下「自家利用農業者」という。)にあつては加工用米(新規需要米)自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)

(削除)

(2) 取組計画に添付する書類

ア 別紙様式第4-5号の1により 取組主体が作成した適正出荷に関する誓約書及び別紙様式第4-5号の2により需要者等が作成した適正流通に関する誓約書(以下「新規需要米誓約書」という。)

(削除)

(削除)

イ 新規需要米団体間集荷計画書(別紙様式第4-8号)
(取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。)

要領別記様式第1号)及び用途限定米穀の販売に関する誓約書(買取販売要領別記様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定により通知を受けた承認通知書(買取販売要領別記様式第3号) の写し(遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。)

ウ 自ら生産又は集荷した新規需要米を、自ら利用又は販売する地域流通農業者(以下「自家利用農業者」という。)にあつては加工用米(新規需要米)自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)

エ 農業者等が取組計画の申請時までに需要者等との販売契約書を締結できない場合は、①その理由、②予定需要者名及び住所、③販売予定期間を記載した様式参考例に定める販売計画書及び自らの誓約書(販売契約を締結した場合は、速やかに農産局長又は地方農政局長に提出すること。)

(新設)

(2) 別紙様式第4-5号の1により 農業者等が作成した適正出荷に関する誓約書及び別紙様式第4-5号の2により需要者等が作成した適正流通に関する誓約書(以下「新規需要米誓約書」という。)

なお、農業者等は、需要者等と新規需要米のとう精等に係る委託契約を締結する場合は、委託先のとう精業者等から別紙様式第4-6号による新規需要米誓約書の提出を受け、取組計画に添付するものとする。

その際、委託とう精業者等は、新規需要米の受払台帳等を整備し、新規需要米の使用状況を明確にしておくものとする。

(3) 別紙様式第4-7号により生産した新規需要米を自ら使用する農業者等及び需要者等が作成した、米粉用米の使用実績等整理票(第2の1の(2)の用途の米穀を使用する場合に限る。)

(4) 新規需要米団体間集荷計画書(別紙様式第4-8号)
(取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。)

ウ 取組主体が取組計画の申請時までに需要者等との販売契約書を締結できない場合は、①その理由、②予定需要者名及び住所、③販売予定期間を記載した様式参考例に定める販売計画書（販売前に需要者等が作成した誓約書を必ず提出すること。）

エ 上記のほか、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

2 農産局長又は地方農政局長等は、第4の1により提出があった取組計画について、以下の確認基準に照らし、その内容を審査した上で、適切と判断した場合は別紙様式第4-9号の1により、不適切と判断した場合は別紙様式第4-9号の2により提出者に通知する。

ただし、9月15日までにその申請につき、不認定に係る通知がなかったときは、同日においてその認定があったものとみなす。

(1)～(3) (略)

(4) 当該取組が主食用米の需給に影響を及ぼさないものであること。

(5) 取組計画に参加する取組主体、需要者等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。

(6)～(7) (略)

3 認定方針作成者及び農業者団体にあつては、新規需要米を生産する農業者との間で、別添1に定める事項を内容とする新規需要米の出荷に関する契約（以下「新規需要米出荷契約」という。）を生産年の6月30日までに締結し、当該新規需要米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、新規需要米出荷契約数量及び生産予定面積を新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表（別紙様式第4-2号）に取りまとめ、生産年の7月10日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことが

(新設)

(新設)

2 農産局長又は地方農政局長等は、第4の1により提出があった取組計画について、以下の確認基準に照らし、その内容を審査した上で、適切と判断した場合は速やかに取組計画の認定を行い、その結果を別紙様式第4-9号により速やかに提出者に通知する。

(1)～(3) (略)

(4) 当該取組が主食用米の需給に影響を及ぼさないものであること。

(5) 取組計画に参加する農業者等、需要者等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。

(6)～(7) (略)

(新設)

できる。(地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。)

4 地方農政局長等が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を取りまとめ、生産年の9月15日までに、別紙様式第4-10号により該当する地域農業再生協議会の代表者に通知するとともに、別紙様式第4-11号により農産局長に報告する。

また、農産局長が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を速やかに地方農政局長等に通知するとともに、当該通知を受けた地方農政局長等にあつては、速やかに地域農業再生協議会の代表者にこれを通知する。

5 取組計画の認定後、需要者等における新規需要米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が新規需要米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、新たな需要者等に販売する場合の取組計画の変更手続及び主食用米の不作など需給動向等を踏まえて農産局長が必要と判断した場合の認定取組計画の変更又は認定の取消しの申請については、別紙1の第5の4に準じて行うものとする。

なお、別紙2の第2の1の(5)の用途のうち輸出に供する米穀については、緊急を要する場合や事前に販売契約の状況が分かる書類の提出が困難な場合等、事前の承認が得られないときは、事後の承認を得るものとする。

6 取組計画の認定を受けた取組主体(自家利用農業者を除く。)は、別紙2の第5の2の(1)により販売契約数量の変更があつた場合には、第2の1の(3)及び(4)の用途を除き、変更後の販売契約数量を別紙様式第4-12号に取りまとめ、原則として生産年の翌年の2月15日までに全国生産出荷団体にあつては農産局長に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に報告する。

3 地方農政局長等が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を取りまとめ、生産年の9月15日までに、別紙様式第4-10号により該当する地域農業再生協議会の代表者に通知するとともに、別紙様式第4-11号により農産局長に報告する。

また、農産局長が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を速やかに地方農政局長等に通知するとともに、当該通知を受けた地方農政局長等にあつては、速やかに地域農業再生協議会の代表者にこれを通知する。

4 取組計画の認定後、需要者等における新規需要米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が新規需要米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、新たな需要者等に販売する場合の取組計画の変更手続及び主食用米の不作など需給動向等を踏まえて農産局長が必要と判断した場合の認定取組計画の変更又は認定の取消しの申請については、別紙1の第5の4に準じて行うものとする。

なお、第2の1の(5)の用途のうち輸出に供する米穀については、緊急を要する場合や事前に販売契約の状況が分かる書類の提出が困難な場合等、事前の承認が得られないときは、事後の承認を得るものとする。

5 取組計画の認定を受けた農業者等は、第5の2の(1)により販売契約数量の変更があつた場合には、第2の1の(3)及び(4)の用途を除き、変更後の販売契約数量を別紙様式第4-12号に取りまとめ、原則として生産年の翌年の2月15日までに全国生産出荷団体にあつては農産局長に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に報告する。

なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うこ

なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

第5 飼料用米・米粉用米の売渡し等

1 飼料用米・米粉用米の品位等検査等

(1)～(2) (略)

(3) 飼料用米・米粉用米として流通させる米穀については、販売の際に、取組主体が、遵守事項省令第4条第1項第1号及び第2項に基づき飼料用米・米粉用米である旨の表示を行う。

2 生産集出荷数量報告

(1) (略)

(2) 認定方針作成者、農業者又は農業者団体は、(1)により新規需要米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について台帳を整備するとともに、新規需要米生産集出荷数量一覧表(別紙様式第4-13号)に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等は、提出された新規需要米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域のものを別紙様式第4-14号に取りまとめ、生産年の翌年の4月15日までに農産局長に報告する。

第6 適正流通等に係る措置等

1 適正流通に係る措置

(1) 取組主体は、新規需要米が主食用として流通することのないよう、主食用

とができる。

第5 飼料用米・米粉用米の売渡し等

1 飼料用米・米粉用米の品位等検査等

(1)～(2) (略)

(3) 飼料用米・米粉用米として流通させる米穀については、販売の際に、全国生産出荷団体等が、遵守事項省令第4条第1項第1号及び第2項に基づき飼料用米・米粉用米である旨の表示を行う。

2 生産集出荷数量報告

(1) (略)

(2) 認定方針作成者、農業者又は農業者団体は、(1)により新規需要米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について台帳を整備するとともに、別紙様式第4-13号「新規需要米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

(新設)

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等は、提出された新規需要米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域のものを別紙様式第4-14号に取りまとめ、生産年の翌年の4月15日までに農産局長に報告する。

第6 適正流通等に係る措置等

1 適正流通に係る措置

(1) 農業者等は、新規需要米が主食用として流通することのないよう、主食用

米と明確に区分して管理するとともに、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて新規需要米として出荷しない。

(2) 取組主体及び需要者等は、新規需要米及びこれらの加工品の販売状況、使用状況及び取引数量に関する帳簿等を備え付ける。

(3) 取組主体及び需要者等は、新規需要米の販売契約書において、取組計画に記載した用途以外に使用又は売却した場合の違約金条項を規定する。

(4) 取組主体及び実需者等は、新規需要米の流通等に係る業務等（とう精等）に係る委託契約を締結する場合は、委託先業者から新規需要米の適正流通に関する誓約書（別紙様式第4－6号）の提出を受け、農産局長又は地方農政局長等に提出する。この場合、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

(5) 委託先事業者は、新規需要米の受払台帳等を整備し、新規需要米の管理状況を常時明確にしておくものとする。

(6) 地域農業再生協議会の長は、必要に応じ、WCS用稲の栽培マニュアル等を作成し、WCS用稲に取り組む農業者に適切な肥培管理等を指導する。

2 適正流通に係る指導

農産局長及び地方農政局長等は、取組計画の認定の際、取組主体、需要者等、仲介事業者、新規需要米買取販売事業者（買取販売要領第2に規定する買取販売事業者のうち、新規需要米を需要者等に販売しようとする事業者をいう。以下同じ。）及び委託先事業者（以下「新規需要米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、農産局長及び地方農政局長等は、新規需要米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、新規需要米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

3 取組実績の報告

米と明確に区分して管理するとともに、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて新規需要米として出荷しない。

(2) 農業者等及び需要者等は、新規需要米及びこれらの加工品の販売状況、使用状況及び取引数量に関する帳簿等を備え付ける。

(3) 農業者等及び需要者等は、新規需要米の販売契約書において、取組計画に記載した用途以外に使用又は売却した場合の違約金条項を規定する。

(新設)

(新設)

(4) 地域農業再生協議会の長は、必要に応じ、WCS用稲の栽培マニュアル等を作成し、WCS用稲に取り組む農業者に適切な肥培管理等を指導する。

2 適正流通に係る指導

農産局長及び地方農政局長等は、取組計画の認定の際、農業者等、需要者等、仲介事業者、新規需要米買取販売事業者（買取販売要領第2に規定する買取販売事業者のうち、新規需要米を需要者等に販売しようとする事業者をいう。以下同じ。）及び委託とう精業者等（以下「新規需要米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、農産局長及び地方農政局長等は、新規需要米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、新規需要米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

3 取組実績の報告

(1) 売渡実績数量報告

取組主体、新規需要米買取販売事業者、仲介事業者及び需要者の組織する団体であって、その構成員のために米穀の共同購入事業を行う者は、売り渡した新規需要米（第2の1の（3）及び（4）の用途を除く。）の数量について台帳を整備するとともに、年度内（4月～3月）の売渡実績について別紙様式第4-15号に取りまとめ、毎年4月30日までに、取組主体のうち全国生産出荷団体にあつては農産局長に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に、新規需要米買取販売事業者のうち、農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けた者にあつては農産局長に、新規需要米買取販売事業者のうち、地方農政局長から当該承認を受けた者にあつては当該地方農政局長に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

(2) 受払状況報告

自家利用農業者及び需要者等（需要者の組織する団体を除く。）は、新規需要米の受払状況及び新規需要米使用製品（新規需要米を原料として製造された製品をいう。）を製造している場合はその製造及び出荷の状況が常時分かる帳簿等を備え付けるとともに、年度内（4月～3月）の売払状況について別紙様式第4-16号に取りまとめ、毎年4月30日までに所在地を管轄する地方農政局長等に報告（第2の1の（3）及び（4）の用途を除く。）する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

(1) 売渡実績数量報告

農業者等、新規需要米買取販売事業者、仲介事業者及び需要者の組織する団体であって、その構成員のために米穀の共同購入事業を行う者は、売り渡した新規需要米（第2の1の（3）及び（4）の用途を除く。）の数量について台帳を整備するとともに、半期ごと（4～9月分、10～3月分）に別紙様式第4-15号に取りまとめ、各半期の最終月の翌月の末日までに、農業者等のうち全国生産出荷団体にあつては農産局長に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に、新規需要米買取販売事業者のうち、農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けた者にあつては農産局長に、新規需要米買取販売事業者のうち、地方農政局長から当該承認を受けた者にあつては当該地方農政局長に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

(2) 受払状況報告

自家利用農業者及び需要者等（需要者の組織する団体を除く。）は、新規需要米の受払状況及び新規需要米使用製品（新規需要米を原料として製造された製品をいう。）を製造している場合はその製造及び出荷の状況が常時分かる帳簿等を備え付けるとともに、その状況を半期ごと（4～9月分、10～3月分）に別紙様式第4-16号に取りまとめ、各半期の最終月の翌月の末日までに所在地を管轄する地方農政局長等に報告（第2の1の（3）及び（4）の用途を除く。）する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

別添1

新規需要米出荷契約において定める事項について

1～2（略）

3 売渡し等に関する事項

別添1

新規需要米出荷契約において定める事項について

1～2（略）

3 売渡し等に関する事項

<p>(1) 認定方針作成者は、新規需要米生産農業者から売渡しの委託を受けた新規需要米について、<u>取組主体</u>への再委託等ができる旨を記載する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 適正流通に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>認定された取組計画の用途と異なる</u>用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、<u>新規需要米</u>として出荷しないこと。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(1) 認定方針作成者は、新規需要米生産農業者から売渡しの委託を受けた新規需要米について、<u>全国生産出荷団体等</u>への再委託等ができる旨を記載する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 適正流通に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>飼料用又は米粉用以外の</u>用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、<u>飼料用又は米粉用米</u>として出荷しないこと。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>別紙3</p> <p style="text-align: center;">加工用米等の不適正な流通に対する措置等について</p> <p>第1 不適正な流通等の判断等</p> <p>農産局長又は地方農政局長等は、別紙1の第9の2の加工用米関係者及び別紙2の第6の2の新規需要米関係者（以下「加工用米等関係者」という。）が、本要領第4に定める加工用米及び新規需要米（以下「加工用米等」という。）について、別紙1及び別紙2の<u>規定に反する行為をした場合</u>又は米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、第2による措置を講ずる。なお、当該措置の対象となった加工用米等関係者に加工用米等の出荷・販売・買入に関する手続の委任を行った加工用米等関係者が存する場合は、当該委任を行った加工用米等関係者に第2による措置を講ずることができる。</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>別紙3</p> <p style="text-align: center;">加工用米等の不適正な流通に対する措置等について</p> <p>第1 不適正な流通等の判断等</p> <p>農産局長又は地方農政局長等は、別紙1の第9の2の加工用米関係者及び別紙2の第6の2の新規需要米関係者（以下「加工用米等関係者」という。）が、本要領第4に定める加工用米及び新規需要米（以下「加工用米等」という。）について、別紙1及び別紙2に<u>掲げるそれぞれの加工用米等の出荷・販売・買入に係る規定に従った流通若しくは引渡しを行っていない場合</u>、又は米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、第2による措置を講ずる。なお、当該措置の対象となった加工用米等関係者に加工用米等の出荷・販売・買入に関する手続の委任を行った加工用米等関係者が存する場合は、当該委任を行った加工用米等関係者に第2による措置を講ずることができる。</p> <p>1～4 (略)</p>

<p>第2 (略)</p> <p>4 当該措置対象者の名称及び違反事実を公表する。ただし、当該事案 <u>(軽微なものを除く。)</u> に関し、他の法令等に基づき名称及び違反事実が既に公表されている場合は、この限りでない。</p>	<p>第2 (略)</p> <p>4 当該措置対象者の名称及び違反事実を公表する。ただし、当該事案に関し、他の法令等に基づき名称及び違反事実が既に公表されている場合は、この限りでない。</p>
<p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省農産局長 都道府県農業再生協議会の代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長</p> <p style="text-align: center;"><u>○</u>年産米等の作付計画等の報告 (<u>○</u>年<u>○</u>月末時点)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省農産局長 都道府県農業再生協議会の代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年産米等の作付計画等の報告 (<u>令和</u> 年 月末時点)</p> <p>(以下略)</p>
<p>別紙様式第3—1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長) 殿</p> <p style="text-align: center;">農業者名 住 所 電 話 <u>(E-mail)</u></p> <p style="text-align: center;">区分管理計画書</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3—1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長) 殿</p> <p style="text-align: center;">農業者名 住 所 電 話 <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">区分管理計画書</p> <p>(以下略)</p>

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

(削除)
取組主体
住所
氏名
電話
(E-mail)

〇年産加工用米の取組計画認定申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米取組計画を下記のとおり申請します。

記

1 取組計画

(1) 生産計画

種類 ※1	品種 ※2	数量 (玄米kg)	単収	面積 (㎡)	出荷方式 ※3
計					

- ※1：うるち米・もち米別を記載（以下同じ。）
 - ※2：多収品種又は米粉専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
 - ※3：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- (注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種類	契約内容					
	契約相手方 ※1	用途 ※2	品位 ※3	引渡時の 態様 ※4	数量 (玄米kg)	販売価格 (円/kg)

- ※1：契約者である実需者及び仲介業者ごとに名称及びそれぞれの所在地の都道府県を記載すること。
また、買取販売業者へ販売する場合は当該買取販売業者名を記入すること。
例：〇〇株式会社（実需者）【〇〇県】、△△株式会社（仲介業者）【〇〇県】、□□株式会社（買取業者）【〇〇県】
- ※2：清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米粉粉、米菓、包装もち、その他別を記載。
- ※3：水稲うるち玄米Q等以上等。契約書の内容に応じて簡潔に記載。
- ※4：丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- ※5：取組主体のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入するものとする。

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者
住所
氏名
電話
(新設)

令和〇年産加工用米の取組計画認定申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米取組計画を下記のとおり申請します。

記

1 取組計画

(1) 生産計画

種類 ※1	品種 ※2	数量 (玄米kg)	単収	面積 (㎡)	出荷方式 ※3
計					

- ※1：うるち米・もち米別を記載（以下同じ。）
 - ※2：多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
 - ※3：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- (注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種類	用途 ※1	加工用米需要者団体等		数量 (玄米kg)	態様 ※2	複数年契約の有無
		都道府県	名称			

- ※1：清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米粉粉、米菓、包装もち、その他別を記載。
- ※2：丸玄米・精米・変形加工等を記載。

2 横流れ防止のためにとるべき措置等

(1) 横流れ防止の処理方法

(とう精・破砕のほか、具体的な処理方法を記載)

(2) 横流れ防止の処理を行う者

(生産者側・需要者側・その他の実施者の名称及び住所、電話番号を記載)

(3) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)

(需要者等で低品位米が生じた場合)

(注) 発生が想定される場合は原則記載すること。

3 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。(全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。)

(別添資料等)

(削除)

- 1 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等 (別紙様式第3-6号)
- 2 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合にあっては加工用米団体間集荷計画書 (別紙様式第3-7号)
- 3 加工用米需要者団体等が作成した適正流通に関する誓約書 (兼用途外使用申請書) (別紙様式第3-18号)
- 4 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 以下に掲げる販売契約等の状況が分かるいずれかの書類について、農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

- ① 販売契約書
- ② 加工用米需要者団体等別の購入計画書 (別紙様式第3-3号)
- ③ 買取販売事業者に販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書 (別紙様式第1号) 及び用途限定米穀に関する誓約書 (別紙様式第2号) 並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書 (別紙様式第3号)
- ④ 自家加工農業者にあっては加工用米自家加工販売計画書 (別紙様式第3-4号)

2 横流れ防止のためにとるべき措置等

(1) 横流れ防止の処理方法

(とう精・破砕のほか、具体的な処理方法を記載)

(2) 横流れ防止の処理を行う者

(生産者側・需要者側・その他の実施者の名称及び住所、電話番号を記載)

(3) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)

(需要者等で低品位米が生じた場合)

(注) 発生が想定される場合は原則記載すること。

3 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。(全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。)

(別添資料等)

1 販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

- ① 販売契約書の写し
 - ② 加工用米需要者団体等別の購入計画書 (別紙様式第3-3号)
 - ③ 買取販売事業者に販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書 (別紙様式第1号) 及び用途限定米穀に関する誓約書 (別紙様式第2号) 並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書 (別紙様式第3号) の写し
 - ④ 自家加工農業者にあっては加工用米自家加工販売計画書 (別紙様式第3-4号)
- 2 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等 (別紙様式第3-6号)
 - 3 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合にあっては加工用米団体間集荷計画書 (別紙様式第3-7号)
 - 4 加工用米需要者団体等が作成した適正流通に関する誓約書 (兼用途外使用申請書) (別紙様式第3-18号)
 - 5 その他()

(注) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(新設)

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

<p>別紙様式第3-2号の2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省農政局長 地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄</p> <p style="text-align: center;">加工用米認定通知</p> <p>年 月 日付けで申請のあった、〇年産加工用米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の2の規定に基づき、認定することとしたので、加工用米適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分・管理の上、出荷するよう適切な取組をお願いします。</p> <p>【添付書類】 適正流通に関する啓発資料</p>	<p>別紙様式第3-2号の2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省農政局長 地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄</p> <p style="text-align: center;">加工用米認定<u>結果</u>通知</p> <p><u>令和</u>年 月 日付けで申請のあった、<u>令和</u>〇年産加工用米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の2の規定に基づき、認定することとしたので、加工用米適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分・管理の上、出荷するよう適切な取組をお願いします。</p> <p>【添付書類】 適正流通に関する啓発資料</p>
<p><u>別紙様式第3-2号の3</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省農政局長 地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄</p> <p style="text-align: center;"><u>加工用米不認定通知</u></p> <p><u>年 月 日付けで申請のあった、〇年産加工用米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の2の規定に基づく審査の結果、不認定としたことをお知らせします。</u></p> <p><u>(不認定とした理由)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

別紙様式第3-3号

年 月 日

殿

加工用米需要者団体等
住 所
氏 名

○年産加工用米購入計画書

(以下略)

別紙様式第3-3号

年 月 日

殿

加工用米需要者団体等
住 所
氏 名

令和○年産加工用米購入計画書

(以下略)

別紙様式第3-4号

年 月 日

○年産加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書

(以下略)

別紙様式第3-4号

年 月 日

令和○年産加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書

(以下略)

別紙様式第3-6号

年 月 日

○年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

1 加工用米需要者団体等名:
2 用途名:(該当する主な用途に○を付すこと。)
(清酒用 焼酎 加工米飯 味噌等調味料 米穀粉 米菓 包装もち その他)
3 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合の仕入先:(該当するもの全てに○を付すこと)
(加工用米全国需要者団体 加工用米需要者団体 その他)
4 原料の仕入状況等

(単位:実kg)

年 度	種 類	年 産	原料の使用実績及び仕入状況(4月~3月)						③を 除く計
			主食用米	加工用米		くず米	外国産 (MA米)	その他	
			①	②	③	④	⑤	⑥	
前年度 使用実績 (注1)	うるち米								
	もち米								
○年度 仕入計画 (注2) (注3)	うるち米	前年度以前計							
		当年産仕入計画							
		取組主体より 他者より 合 計							
	もち米	前年度以前計							
		当年産仕入計画							
		取組主体より 他者より 合 計							

(注1) 前年度使用実績は、年度別の記入は省略し、前年度における前年度以前の米の使用実績の合計を記入することができる。
(注2) 当年産の加工用米において、複数年度の原料を使用又は仕入予定の場合、前年度以前の合計を「前年度以前計」の欄へ、当年産を「当年産仕入計画」の欄へ区分の上、記入すること。
(注3) 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合、当該取組計画の取組主体は「当年産仕入計画」の「取組主体」の欄へ、それ以外は「他者より」欄に記入すること。

別紙様式第3-6号

年 月 日

令和○年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

1 加工用米需要者団体等名:
2 用途名:(該当する主な用途に○を付すこと。)
(清酒用 焼酎 加工米飯 味噌等調味料 米穀粉 米菓 包装もち その他)
3 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合の仕入先:(該当するもの全てに○を付すこと)
(加工用米全国需要者団体 加工用米需要者団体 その他)
4 原料の仕入状況等

(単位:実kg)

年 度	種 類	年 産	原料の使用実績及び仕入状況(4月~3月)						③を 除く計
			主食用米	加工用米		くず米	外国産 (MA米)	その他	
			①	②	③	④	⑤	⑥	
前年度 使用実績 (新設)	うるち米								
	もち米								
○年度 仕入計画 (新設)	うるち米	前年度以前計							
		当年産仕入計画							
		取組主体より 他者より 合 計							
	もち米	前年度以前計							
		当年産仕入計画							
		取組主体より 他者より 合 計							

(注1) 前年度使用実績は、年度別の記入は省略し、前年以前の使用実績の合計を記入することができる。
(注2) 複数年度の原料を使用又は仕入予定の場合、前年度以前の合計と当年産に区分の上、記載する。
(注3) 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合は、「当年産仕入計画」欄の以外の数字は同じ値を記入すること。

別紙様式第3-7号 (略)

別紙様式第3-7号 (略)

<p>別紙様式第3-8号の1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地域農業再生協議会の代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">○年産加工用米取組計画認定結果通知書</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3-8号の1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地域農業再生協議会の代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">令和○年産加工用米取組計画認定結果通知書</p> <p>(以下略)</p>
<p>別紙様式第3-8号の2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農産局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: center;">○年産加工用米取組計画認定結果報告書</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3-8号の2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農産局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p style="text-align: center;">令和○年産加工用米取組計画認定結果報告書</p> <p>(以下略)</p>

年 月 日

農林水産省農産局長

〔
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕

殿

(削除)
取組主体
住所
氏名
電話

○年産加工用米の取組計画変更承認申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取組計画を変更する理由

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 取組計画の変更点

	加工用米需要者団体等名	種類	数量(玄米kg)	用途	態様
変更前					
変更後					

※ 上記以外の変更点があれば別紙として添付すること。

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- ・ 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。

承認年月日 年 月 日

農林水産省農産局長

〔
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕

年 月 日

農林水産省農産局長

〔
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕

殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者
住所
氏名
電話

令和○年産加工用米の取組計画変更承認申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取組計画を変更する理由

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 取組計画の変更点

	加工用米需要者団体等名	種類	数量(玄米kg)	用途	態様
変更前					
変更後					

※ 上記以外の変更点があれば別紙として添付すること。

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- ・ 加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。

承認年月日 令和 年 月 日

農林水産省農産局長

〔
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
〕

年 月 日

農林水産省農産局長

（地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

殿

加工用米需要者団体等又は仲介事業者
住所
氏名
電話

加工用米の販売先変更承認申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う理由

--

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う数量

新たな加工用米需要者団体等名				
年産		種類	用途	
当初の加工用米需要者団体等の購入実績数量	①			(玄米kg)
当初の加工用米需要者団体等の使用予定数量	②			(玄米kg)
新たな加工用米需要者団体等への販売予定数量	(①-②)	③		(玄米kg)

3 取組計画の取組主体における承認の有無 (有・無)

【添付書類】

- 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

上記の加工用米の販売先の変更について、承認します。

承認年月日 年 月 日

農林水産省農産局長

（地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

年 月 日

農林水産省農産局長

（地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

殿

加工用米需要者団体等又は仲介事業者
住所
氏名
電話

加工用米の販売先変更承認申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う理由

--

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う数量

新たな加工用米需要者団体等名				
年産		種類	用途	
当初の加工用米需要者団体等の購入実績数量	①			(玄米kg)
当初の加工用米需要者団体等の使用予定数量	②			(玄米kg)
新たな加工用米需要者団体等への販売予定数量	(①-②)	③		(玄米kg)

3 取組計画の取組主体における承認の有無 (有・無)

【添付書類】

- 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3-3号)
- 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)
- 加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

上記の加工用米の販売先の変更について、承認します。

承認年月日 令和 年 月 日

農林水産省農産局長

（地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

別紙様式第3-11号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

殿

認定方針作成者及び農業者団体
住所
氏名
電話

〇年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第6の1の規定に基づき、加工用米出荷契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

記

（地域農業再生協議会名： ）

（出荷団体名： ）

取組番号	農業者名等			種類	品種	多収	加工用米出荷契約等の内容					
	住所	氏名又は名称	農業者コード				出荷契約数量等(玄米)	単収(kg/10a)	生産予定面積(m ²)	出荷方式	態様	
※1			※2	※3	※4	※5		※6		※7	※8	
計	-	-	-	-	-					-		

- （※1）通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の加工用米に取り組み場合は、それぞれ別の行に分けて（別の通し番号を付して）記入すること。
- （※2）経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
- （※3）うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
- （※4）多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- （※5）多収品種を用いる場合は○を付すこと。
- （※6）本要領別紙1の第5の2の（3）により設定した単収を記入すること。
- （※7）区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- （※8）丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- （注1）認定方針作成者によっては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- （注2）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合によっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

（注3）全国生産出荷団体及び都道府県出荷団体への出荷を行わない場合は、「出荷団体名」欄は空欄とする。

別紙様式第3-11号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

殿

認定方針作成者
住所
氏名
電話

令和〇年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第6の1の規定に基づき、加工用米出荷契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

記

（地域農業再生協議会名： ）

（新設）

取組番号	農業者名等			種類	品種	多収	加工用米出荷契約等の内容					
	住所	氏名又は名称	農業者コード				出荷契約数量等(玄米)	単収(kg/10a)	生産予定面積(m ²)	出荷方式	態様	複数年契約の有無
※1			※2	※3	※4	※5		※6		※7	※8	
計	-	-	-	-	-					-		

- （※1）通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の加工用米に取り組み場合は、それぞれ別の行に分けて（別の通し番号を付して）記入すること。
- （※2）経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
- （※3）うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
- （※4）多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- （※5）多収品種を用いる場合は○を付すこと。
- （※6）本要領別紙1の第5の2の（3）により設定した単収を記入すること。
- （※7）区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- （※8）丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- （注1）認定方針作成者によっては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- （注2）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合によっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

（新設）

(削除)

別紙様式第3-12号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

氏名又は団体名
住 所
電 話

令和〇年産加工用米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第6の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

単位: kg

出荷先(※1)	種類(※2)	出荷計画数量

(※1) 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体の名称を記入すること。

(※2) うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。

(注) 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体に出荷を行う者のみ作成、報告すること。

別紙様式第3-13号

年 月 日

農林水産省農産局長
〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

(削除)
取組主体(自家加工農業者を除く。)

住 所
氏 名

○年産加工用米販売契約締結結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第6の2の規定に基づき、加工用米販売契約締結結果を下記のとおり報告します。

記

種 類	加工用米需要者団体等の名称及び販売契約数量						
	使 途	都道府県名	名 称	態 様	数 量		販売価格 (円/kg)
					(実kg)	(玄米kg)	

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

- (削除)
- (注2) 「種類」欄は、うるち米・もち米別を記載。
- (注3) 「使途」欄は、清酒用・焼酎・加工米飯・味噌等調味料・米穀粉・米菓・包装もち・その他別を記載。
- (注4) 「態様」欄は、丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- (注5) 「数量」欄は、販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を記入すること。

(注6) 農業者等のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入するものとする。

別紙様式第3-13号

年 月 日

農林水産省農産局長
〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者

住 所
氏 名

令和○年産加工用米販売契約締結結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第6の2の規定に基づき、加工用米販売契約締結結果を下記のとおり報告します。

記

種 類	加工用米需要者団体等の名称及び販売契約数量						
	使 途	都道府県名	名 称	態 様	数 量		販売価格 (円/kg)
					(実kg)	(玄米kg)	

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

- (注2) 販売契約書の写しを添付すること。
- (注3) 「種類」欄は、うるち米・もち米別を記載。
- (注4) 「使途」欄は、清酒用・焼酎・加工米飯・味噌等調味料・米穀粉・米菓・包装もち・その他別を記載。
- (注5) 「態様」欄は、丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- (注6) 「数量」欄は、販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を記入すること。ただし、加工用米取組計画の認定申請において加工用米販売契約書の写しを提出しており、販売契約数量に変更がない場合にあつては、本報告書及び加工用米販売契約書の写しの提出は要しない。
- (注7) 農業者等のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者は販売価格を記入するものとする。

別紙様式第3-14号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

認定方針作成者及び農業者団体
住所
氏名
電話

〇年度加工用米生産出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(地域農業再生協議会名:)
(出荷団体名:)

取組番号	農業者名等		種類	当初出荷契約等数量 (玄米kg) ①	単収 (kg/10a) ②	生産面積 (㎡) ③	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2			変更後出荷契約等数量 (玄米kg) ※3、※4	出荷(売渡)数量 (玄米kg) ⑨	稲わらの利用状況 ※5
	氏名又は名称	農業者コード					A:作精変動が生じた場合 補正率 ④	B:自然災害により減収 全ての水稲作付面積 (㎡) ⑤	減収量 (kg) ⑥			
※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	/					※5
							/					
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

- (※1) 別紙様式第3-11号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表と整合すること。
- (※2) 出荷契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作精変動が生じた場合の補正率は「作精表示地帯の単収/作精表示地帯の単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により取引した場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
- (※3) 変更を行わない場合は④を、Aを選択した場合は④×⑤と④の間の任意の数値を、Bを選択した場合は④×⑥×⑦を、Cを選択した場合は④を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合には④×⑤と④の間の任意の数値を、Bを選択した場合は④×⑥×⑦を、Cを選択した場合は④を記入すること。
- (※4) 30kg換算個単位に調整した際生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより処理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が等となる場合は、切り上げによる端数の処理のみ選択できる。
- (※5) 畜産利用(自家利用以外)、⑤畜産利用(自家利用)、⑥すき込み、⑦その他のいずれかを番号で記入する。
- (注1) 認定方針作成者には、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注3) 全国生産出荷団体及び都道府県出荷団体への出荷を行わない場合は、「出荷団体名」欄は空欄とする。

別紙様式第3-15号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

〇年度加工用米生産集出荷数量一覧表

(以下略)

別紙様式第3-14号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

認定方針作成者
住所
氏名
電話

令和〇年度加工用米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(地域農業再生協議会名:)
(新設)

取組番号	農業者名等		種類	当初出荷契約等数量 (玄米kg) ①	単収 (kg/10a) ②	生産面積 (㎡) ③	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2			変更後出荷契約等数量 (玄米kg) ※3	⑨玄米kg換算個単位に調整した際の任意の数値 出荷契約等数量 (玄米kg) ※4	出荷(売渡)数量 (玄米kg) ⑩	稲わらの利用状況 ※5
	氏名又は名称	農業者コード					A:作精変動が生じた場合 補正率 ④	B:自然災害により減収 全ての水稲作付面積 (㎡) ⑤	減収量 (kg) ⑥				
※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	/					※5	
							/						
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

- (※1) 別紙様式第3-11号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表と整合すること。
- (※2) 出荷契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作精変動が生じた場合の補正率は「作精表示地帯の単収/作精表示地帯の単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により取引した場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
- (※3) 変更を行わない場合は④を、Aを選択した場合は④×⑤と④の間の任意の数値を、Bを選択した場合は④×⑥×⑦を、Cを選択した場合は④を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合には④×⑤と④の間の任意の数値を、Bを選択した場合は④×⑥×⑦を、Cを選択した場合は④を記入すること。
- (※4) 30kg換算個単位に調整した際生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより処理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が等となる場合は、切り上げによる端数の処理のみ選択できる。
- (※5) 畜産利用(自家利用以外)、⑤畜産利用(自家利用)、⑥すき込み、⑦その他のいずれかを番号で記入する。
- (注1) 認定方針作成者には、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

別紙様式第3-15号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇年度加工用米生産集出荷数量一覧表

(以下略)

別紙様式第3-16号

年 月 日

農林水産省農産局長
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

殿

(削除)
 取組主体
 仲介事業者
 加工用米全国需要者団体
 加工用米需要者団体
 住所
 氏名

○年度加工用米売渡実績報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第8の3規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(削除)

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (玄米kg)	売渡先		委託どう 精業者名	売渡数量 (実kg)		備考
					都道府県名	名称			<玄米kg>	
合計										

- (注1)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注2)種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記入すること。
- (注3)委託どう精を「行つた」場合は、「委託どう精業者名」欄に名称を記載すること。
- (注4)「購入先名」及び「購入数量」欄については、全国生産出荷団体及び地域流通農業者にあつては記入を要しない。
- (注5)廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

別紙様式第3-16号

年 月 日

農林水産省農産局長
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

殿

全国生産出荷団体
 地域流通農業者
 仲介事業者
 加工用米全国需要者団体
 加工用米需要者団体
 住所
 氏名

加工用米売渡実績報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第8の3規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

半期(○年○月~○年○月)分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (玄米kg)	売渡先		委託どう 精業者名	売渡数量 (実kg)		備考
					都道府県名	名称			<玄米kg>	
合計										

- (注1)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注2)種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記入すること。
- (注3)委託どう精を「行つた」場合は、「委託どう精業者名」欄に名称を記載すること。
- (注4)「購入先名」及び「購入数量」欄については、全国生産出荷団体及び地域流通農業者にあつては記入を要しない。
- (注5)廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長〕

殿

加工用米需要者
自家加工農業者
住所
氏名

〇年度加工用米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 加工用米の受払状況

(単位：実kg)

種類	年産	態様	契約に対する購入状況		当年度（〇年4月～〇年3月）の使用（在庫）状況				年度末引取残数量及び在庫数量 ③+⑦	備考	
			契約数量 ①	前年度末までの購入数量 ②	前年度末の引取残数量 ③=①-②	年度当初の繰越数量 ④	使用数量				年度末在庫数量 ⑦=④+⑤-⑥
							購入数量 ⑤	使途別内訳 使途：数量 ⑥			
合計											

- (注) 1 報告は、加工用米として契約し、当年度の4月以降に未引取分を含めて在庫数量があるもののみを対象とすること。
 2 「種類」欄は、うるち米、もち米別に記載すること。
 3 「態様」欄は、丸玄米、精米、変形加工等別に記載すること。
 4 「使途別」欄は、「清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他」を記載すること。

- 5 廃棄した場合（産業廃棄物として処理した場合を含む。）は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。
 また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

2 加工用米使用製品の製造及び出荷の状況

(削除)

使途	製品名	単位 (a)	製品製造状況 (a) の単位で記入		製品出荷数量 (a) の単位で 記入 (d)	翌年度への 繰越数量 (a) の 単位で記入 (b+c-d)
			前年度からの 繰越数量 (b)	当年度の製造量 (c) 加工用米の 使用数量 (実kg)		

- (注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
 2 「加工用米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。

(削除)

〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長〕

殿

加工用米需要者
自家加工農業者
住所
氏名

加工用米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 加工用米の受払状況

半期（〇年〇月～〇年〇月）分

(単位：実kg)

種類	年産	態様	購入状況			使用状況		次期への 繰越数量 (A-B)	備考
			前期からの 繰越数量	当期の購入数量		使途別	当期使用 数量 (B)		
				購入先	数量				
合計									

(注) (新設)

- 1 「種類」欄は、うるち米、もち米別に記載すること。
 2 「態様」欄は、丸玄米、精米、変形加工等別に記載すること。
 3 「使途別」欄は、「清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他」を記載すること。
 4 当期に購入、使用又は在庫として繰越した全ての加工用米を年産別に記入すること。
 5 廃棄した場合（産業廃棄物として処理した場合を含む。）は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。
 また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

2 加工用米使用製品の製造及び出荷の状況

半期（〇年〇月～〇年〇月）分

使途	製品名	単位 (c)	製品製造状況 (c) の単位で記入		製品出荷数量 (c) の単位で 記入 (e)	次期への 繰越数量 (c) の 単位で記入 (d+e-f)
			前期からの 繰越数量 (d)	当期の製造量 (e) 加工用米の 使用数量 (実kg)		

- (注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
 2 「加工用米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。

3 当該報告は、半期毎に取りまとめて報告（4～9月分、10～3月分）する。

3. 米穀粉等の販売先別明細

(単位:実kg)

販売先	住所	用途	前年度 製品出荷数量	当年度 製品出荷数量
計				

(注)1 加工用米のうち米穀粉、玄米粉、菓子原料等で販売する販売先を報告すること。ただし、報告対象の年度内に新規需要米のうち米粉用の在庫及び購入がない場合は当該欄の記載を省略することができる。

2 販売先は、年間、10トン以上の販売実績がある需要者の記入は必須とし、10トン未満の販売先については一括して記入しても良い。

3 「用途」欄は、米穀粉用、玄米粉用、菓子用等の各用途ごとに記載すること。

(新設)

別紙様式第3-18号

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米の適正流通に関する誓約書
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(全国生産出荷団体等)〇〇から買い受けた〇年産加工用米について、その全てを契約に基づく用途として使用することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、加工用米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書を農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管します。

- 注1: 必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。
- 注2: 上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(加工用米需要者団体等)
(仲介事業者)

住所 _____
氏名 _____

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

別紙様式第3-18号

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米の適正流通に関する誓約書
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(全国生産出荷団体等)〇〇から買い受けた〇年産加工用米について、その全てを契約に基づく用途として使用することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、加工用米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書の写しを遅滞なく提出します。

- 注1: 必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。
- 注2: 上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(加工用米需要者団体等)
(仲介事業者)

住所 _____
氏名 _____

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

別紙様式第3-19号

年月日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米の適正流通に関する誓約書(業務委託契約分)

私は、(加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等)〇〇との業務委託契約(業務内容を記載)に基づき、取り扱う米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託先事業者)

住所 _____
氏名 _____

(注)当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

別紙様式第3-19号

年月日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米の適正流通に関する誓約書(と精等の委託契約分)

私は、(加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等)〇〇とのと精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託とう精業者等)

住所 _____
氏名 _____

(注)当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

別紙様式第4-1号

年 月 日

農林水産省農産局長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

取組主体
 住 所
 氏 名
 電話番号
 (E-mail)

○年産新規需要米取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1に基づき、下記のとおり申請

記

1 用途（本要領別紙2の第2の1に定める用途）：【 】

2 取組の概要

(具体的な取組内容)

(注) WCS用稲に取り組む場合は、ロールの大まかなサイズ、重量を記入すること。
 例：「直径○○cm×厚さ○○cm、1ロール当たり○○kg」

3 取組計画
 (1) 生産計画

種類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg) ※3	単 収	面 積 (㎡)	出荷方式 ※4
計					

- ※1：うるち米・もち米・醸造用別に記載（以下同じ。）
- ※2：多収品種又は米粉専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- ※3：原則として玄米kg単位で記入するが、子実を採らない場合は現況に応じて記入すること（WCS用、青刈り稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記入すること。以下同じ。）。
- ※4：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
 (注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

別紙様式第4-1号

年 月 日

農林水産省農産局長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

農業者等
 住 所
 氏 名
 電話番号
 (新設)

令和○年産新規需要米取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 用途（本要領別紙2の第2の1に定める用途）：【 】

2 取組の概要

(具体的な取組内容)

(注) WCS用稲に取り組む場合は、ロールの大まかなサイズ、重量を記入すること。
 例：「直径○○cm×厚さ○○cm、1ロール当たり○○kg」

3 取組計画
 (1) 生産計画

種類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg) ※3	単 収	面 積 (㎡)	出荷方式 ※4
計					

- ※1：うるち米・もち米・醸造用別に記載（以下同じ。）
- ※2：多収品種又は米粉専用品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- ※3：原則として玄米kg単位で記入するが、子実を採らない場合は現況に応じて記入すること（WCS用、青刈り稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記入すること。以下同じ。）。
- ※4：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
 (注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種類	契約内容					
	契約相手方 ※1	品位 ※2	引渡時の 態様 ※3	数量 (玄米kg)		販売価格 (円/kg)
				契約期間 10年~0年	数量(玄米kg)	
計						

- ※1: 契約者である実需者及び仲介業者ごとに名称及びそれぞれの所在地の都道府県を記載すること。
また、買取販売業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。
例: ○○株式会社(実需者) 【○○県】、△△株式会社(仲介業者) 【○○県】、□□株式会社(買取事業者) 【○○県】
- ※2: 水稲うるち玄米3等以上等、水稲うるちもみ合格等、契約書の内容に応じて簡潔に記載。
- ※3: 生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること(販売契約者の態様と一致すること。)
- ※4: 数量(玄米kg)のうち複数年契約の数量を契約期間ごとに記入すること(経営所得安定対策等実施要綱別紙13の2に規定する産地交付金の追加配分の対象となる数量とする。)
- ※5: 取組主体のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入するものとする。

4 適正流通に関する事項(主食用途流通防止の措置)

(1) 具体的な措置

[Blank box for specific measures]

(2) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)

(需要者等で低品位米が生じた場合)

(注) 発生が想定される場合は原則記載すること。

5 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

[Blank box for inspection agency address and name]

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。(全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。)

【添付書類】

(削除)

- 1 農業者等及び需要者等が作成した適正流通に関する誓約書(別紙様式第4-5号の1、別紙様式第4-5号の2)
- 2 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合は新規需要米団体間集荷計画書(別紙様式第4-8号)
- 3 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

(2) 販売計画

種類	需要者等名 ※1		態様 ※2	数量 (玄米kg)	数量のうち複数年契約 ※3	
	都道府県	名称			契約期間 (0年~0年)	数量(玄米kg)
	計					

- ※1: 仲介事業者が介在する場合は、仲介事業者名及び当該仲介事業者を介して購入する需要者名を別行に記入すること。
また、買取販売業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。
(新設)
- ※2: 生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること(販売契約者の態様と一致すること。)
- ※3: 数量(玄米kg)のうち複数年契約の数量を契約期間ごとに記入すること(経営所得安定対策等実施要綱別紙13の2に規定する産地交付金の追加配分の対象となる数量とする。)
- (新設)

4 適正流通に関する事項(主食用途流通防止の措置)

(1) 具体的な措置

[Blank box for specific measures]

(2) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)

(需要者等で低品位米が生じた場合)

(注) 発生が想定される場合は原則記載すること。

5 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

[Blank box for inspection agency address and name]

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。(全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。)

【添付書類】

- 1 販売契約の状況が分かる以下のいずれかの書類
 - (1) 需要者等との販売契約書の写し(別紙様式第4-4号)
 - (2) 買取販売業者に販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(別紙様式第1号)及び用途限定米穀に関する誓約書(別紙様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書(別紙様式第3号)の写し
 - (3) 自ら利用又は販売する場合にあっては新規需要米自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)
 - (4) 申請時まで需要者等との販売契約書を締結できない場合にあっては新規需要米販売計画書等
- 2 農業者等及び需要者等が作成した適正流通に関する誓約書(別紙様式第4-5号の1、別紙様式第4-5号の2、別紙様式第4-6号)
- 3 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合は新規需要米団体間集荷計画書(別紙様式第4-8号)
- 4 その他認定に必要な書類

(注) 以下の販売契約の状況が分かるいずれかの書類について、農産局長及び農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

- ①販売契約書
- ②買取販売業者に販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(別記様式第1号)及び用途限定米穀に関する誓約書(別記様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書(別記様式第3号)
- ③自ら利用又は販売する場合にあっては新規需要米自家加工販売計画書(別記様式第3-4号)

(新設)

(新設)
(新設)

(新設)

別紙様式第4-2号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

認定方針作成者及び農業者団体
住所
氏名
電話

〇年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の1の規定に基づき、新規需要米販売契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

(地域農業再生協議会名:)

(出荷団体名:)

(用途※1:)

取組番号	農業者名等			種類	品種	多収	新規需要米販売契約等の内容				態様	契約数量のうち複数年契約の数量(玄米kg) ※10	
	住所	氏名又は名称	農業者コード ※3				販売契約数量等(玄米kg)	単収(kg/10a) ※7	生産予定面積(m ²)	出荷方式			※8
※2			※3	※4	※5	※6					※8	※9	※10
計	-	-	-	-	-	-					-		

- (※1)本要領別紙2の第3で定める次の用途のいずれかを記入し、別記すること。(「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「香炊用」、「新市場開拓用」)
- (※2)直 番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の新規需要米に取組む場合は、それぞれ別の行に分けて(別の直 番号を付して)記入すること(農業者ごとの小計は記入しない)。
- (※3)経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
- (※4)うるち米、もち米又は陸産用のいずれかを記入すること。
- (※5)多収品種又は米粉専用品種で取組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- (※6)多収品種又は米粉専用品種を用いる場合は○を付すこと。
- (※7)本要領別紙1の第5の2の(3)により指定した単収を記入すること。
- (※8)区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- (※9)生もみ・乾しもみ・玄米・精米・ロール等、需要者等による選別等の態様を記入すること。(販売契約書の態様と一致すること)
- (※10)販売契約数量等(玄米kg)のうち複数年契約の数量を記入すること(交付対象となる数量とする。)
- (注1)認定方針作成者では、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- (注2)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合においては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注3)全国生産出荷団体の事務局(産出団体)への届出を行わない場合は、「(出荷団体名)欄は空欄とする。

別紙様式第4-2号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

認定方針作成者
住所
氏名
電話

令和〇年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の1の規定に基づき、新規需要米販売契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

(地域農業再生協議会名:)

(新設)
(用途※1:)

取組番号	農業者名等			種類	品種	多収	新規需要米販売契約等の内容				態様	契約数量のうち複数年契約の数量(玄米kg) ※10	
	住所	氏名又は名称	農業者コード ※3				販売契約数量等(玄米kg)	単収(kg/10a) ※7	生産予定面積(m ²)	出荷方式			※8
※2			※3	※4	※5	※6					※8	※9	※10
計	-	-	-	-	-	-					-		

- (※1)本要領別紙2の第3で定める次の用途のいずれかを記入し、別記すること。(「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「香炊用」、「新市場開拓用」)
- (※2)直 番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の新規需要米に取組む場合は、それぞれ別の行に分けて(別の直 番号を付して)記入すること(農業者ごとの小計は記入しない)。
- (※3)経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
- (※4)うるち米、もち米又は陸産用のいずれかを記入すること。
- (※5)多収品種又は米粉専用品種で取組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- (※6)多収品種又は米粉専用品種を用いる場合は○を付すこと。
- (※7)本要領別紙1の第5の2の(3)により指定した単収を記入すること。
- (※8)区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- (※9)生もみ・乾しもみ・玄米・精米・ロール等、需要者等による選別等の態様を記入すること。(販売契約書の態様と一致すること)
- (※10)販売契約数量等(玄米kg)のうち複数年契約の数量を記入すること(交付対象となる数量とする。)
- (注1)認定方針作成者では、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- (注2)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合においては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(新設)

(削除)

別紙様式第4-3号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

氏名又は団体名

住 所

電 話

令和〇年産新規需要米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位:玄米kg)

出荷先(※1)	用途(※2)	種類(※3)	出荷計画数量

(※1)全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体の名称を記入すること。

(※2)本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別業とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「香刈り稲用」、「新市場開拓用」)

(※3)うるち米、もち米又は醸造用のいずれかを記入すること。

(注)全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体に出荷を行う者のみ作成、報告すること。

様式参考例(要領別様式参考例(要領別紙2の第4の1の(1)の契約関連)

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者)〇〇(以下「甲」という。)(需要者等)〇〇(以下「乙」という。))は、甲が生産する〇年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。))について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、〇年産の新規需要米〇〇トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。))を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。

種類: うるち米 もち米 醸造用
品位: 〇〇以上の品位 定めない
引渡時の態様: 玄米 精米 もみ その他()
販売契約数量: 実kg
販売価格: 円/kg

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、〇〇用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
- ② 水分含有率が16.0%以下であること

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

3 違約金について

(1) 取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

(2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲に支払う。

4 その他

気象等の影響により、本契約で定める品位が確保できないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合等にあっては、契約当事者間で協議し、その合意をもって引き渡しを行うものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を農政局及び地方農政局等の求めに応じ提出できるように適切に整理し、保管するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

〇年〇月〇日

甲 住所:
氏名:
電話番号:
乙 住所:
氏名:
電話番号:

- (注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即したものとすること。
2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

別紙様式第4-4号

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者)〇〇(以下「甲」という。)(需要者等)〇〇(以下「乙」という。))は、甲が生産する令和〇年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。))について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、令和〇年産の新規需要米〇〇トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。))を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。

種類: うるち米 もち米 醸造用
品位: 〇〇以上の品位 定めない
引渡時の態様: 玄米 精米 もみ その他()
販売契約数量: 実kg
販売価格: 円/kg

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、〇〇用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
- ② 水分含有率が16.0%以下であること

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

3 違約金について

(1) 取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

(2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲に支払う。

(新設)

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有するとともに、地方農政局等に写しを提出するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 住所:
氏名:
電話番号:
乙 住所:
氏名:
電話番号:

- (注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。
2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

参考様式例(要領別紙2の第4の1の(2)の販売計画書関連)

年 月 日

○年産新規需要米販売計画書

農業者等
住 所
氏 名
電話番号

○取組計画申請時点の販売計画

種類	販売を予定している需要者名及び住所	数量(kg)	①販売契約書が提出できない理由 ②販売予定時期 ③仲介業者等が存在する場合の流通経路等 ④その他、特記事項

(注)需要者が決定した際は、速やかに販売契約書等を締結し、販売を行うまでに必ず需要者等が作成した誓約書等を地方農政局等に提出すること。

参考様式例(要領別紙2の第4の1の販売計画書関連)

年 月 日

令和○年産新規需要米販売計画書

農業者等
住 所
氏 名
電話番号

○取組計画申請時点の販売計画

種類	販売を予定している需要者名及び住所	数量(kg)	①販売契約書が提出できない理由 ②販売予定時期 ③仲介業者等が存在する場合の流通経路等 ④その他、特記事項

(注)需要者が決定した際は、速やかに販売契約書等を締結し、販売を行うまでに必ず **当該契約書の写し及び**需要者等が作成した誓約書等を地方農政局等に提出すること。

別紙様式第4-5号の1

年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長

殿

新規需要米の適正出荷に対する誓約書

私は、新規需要米の出荷に当たり、下記のとおり取組計画に基づいた適正な出荷を行うことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局・地域農業再生協議会等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

記

- 1 適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分し、出荷します。

【子実を収穫しないWCS用稲及び青刈り稲等に取り組む場合】

圃場を特定して作付け、適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、その全量を定められた用途として収穫し、子実を収穫しません。

また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に供給します。

- 2 **認定された取組計画の用途と異なる用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、新規需要米として出荷しません。**

- 3 取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

(農業者等) 住所：
氏名：
電話番号：

(注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

(注2) 内容の変更を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

(削除)

別紙様式第4-5号の1

令和 年 月 日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長

殿

新規需要米の適正出荷に対する誓約書

私は、新規需要米の出荷に当たり、下記のとおり取組計画に基づいた適正な出荷を行うことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局・地域農業再生協議会等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

記

- 1 適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分し、出荷します。

【子実を収穫しないWCS用稲及び青刈り稲等に取り組む場合】

圃場を特定して作付け、適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、その全量を定められた用途として収穫し、子実を収穫しません。

また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に供給します。

- 2 **飼料用・米粉用以外の用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用・米粉用米として出荷しません。**

- 3 取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

(農業者等) 住所：
氏名：
電話番号：

(注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

(注2) 内容の変更を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

(注3) 2については、取り扱う新規需要米の全てが農業者等から調整済みの米穀を購入又は販売委託を受けている場合は、省略することができる。

別紙様式第4-5号の2

年 月 日

農林水産省 農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(農業者)〇〇(又は集荷業者等〇〇)より買い受けた〇年産新規需要米(〇〇用)について、その全てを〇〇用に用いることとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、新規需要米の調製、変形加工、とろみ等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書を農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管します。

- 注1: 必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。
- 注2: 上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと

また、取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

なお、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議会・地方農政局等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(需要者等) 住所：
氏名：
電話番号：

- (注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。
- (注2) 内容の変更を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

別紙様式第4-5号の2

令和 年 月 日

農林水産省 農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(農業者)〇〇(又は集荷業者等〇〇)より買い受けた〇年産新規需要米(〇〇用)について、その全てを〇〇用に用いることとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、新規需要米の調製、変形加工、とろみ等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書の写しを遅滞なく提出します。

- 注1: 必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。
- 注2: 上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと

また、取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

なお、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議会・地方農政局等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(需要者等) 住所：
氏名：
電話番号：

- (注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。
- (注2) 内容の変更を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

別紙様式第4-6号

年〇月〇日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書(業務委託契約分)

私は、(取組主体又は需要者)〇〇との業務委託契約(業務内容を記載)に基づき、取り扱う米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託先事業者)

住所：
氏名：
電話番号：

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

別紙様式第4-6号

令和〇年〇月〇日

農林水産省農産局長
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書(とと精等の委託契約分)

私は、(取組主体又は需要者)〇〇とのとと精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

(委託とう精業者等)

住所：
氏名：
電話番号：

(注) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

(削除)

別紙様式第4-7号

年 月 日

米粉用米の使用実績等整理票

自らが使用する農業者等
需要者等
住 所
区 名

(単位:表kg)

年度	銘柄	契約に対する購入状況			前年度(前年4月～本年3月)の使用(在庫)状況			本年3月末 引取数量 及び 在庫数量	本年度(本年4月～来年3月)使用等予定数量					
		契約数量 ①	本年3月 までの 購入数量 ②	本年3月末 の引取 数量 ③=①-②	前年4月 当分の 繰越数量 ④	購入数量 ⑤	使用数量		本年3月末 在庫数量 ⑧=⑤+④	本年度 契約予定 数量 ⑨	使用等予定数量		繰越予定 数量 ⑩+⑨-⑧	
							使込				数量	使込		数量
合計														

- (注)1 使用状況は、米粉用米の取扱いがあった場合は、「新規需要米受払状況報告書(別紙様式第4-16号)」と合致すること。
2 「取捨」欄は、秈、玄米、精米、破砕精米等を記載すること。
3 「使込別内訳」欄は、パン用、麺用、菓子用、その他の各使込ごとに数量を記載すること。
4 本年度使用予定数量は、使込毎・販売先毎の明細(別表)を添付すること。
5 繰越予定数量が、前年度と比べて大幅に増加する場合は、その理由を別紙として添付すること。

(削除)

別 表

販売先別明細

(単位:実kg)

販売先	住 所	使 途	前年度 販売実績数量	本年度 販売予定数量
計				

- (注)1 販売先は、年間、概ね10トン以上の販売実績又は販売予定がある需要者を対象とし、10トン未満の販売先については一括して記入すること。
2 「使込」欄は、パン用、麺用、菓子用、その他の各用途ごとに記載すること。
3 「本年度販売予定数量」欄は、前年度販売実績や販売先の購入意向を踏まえて記載すること。

別紙様式第4-8号 (略)	別紙様式第4-8号 (略)
<p>別紙様式第4-9号<u>の1</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省農産局長 地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">新規需要米認定通知書</p> <p>○年○月○日付けで申請のあった、○年産新規需要米取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の2の規定に基づき、認定することとしたので、新規需要米の適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分し、管理の上出荷するとともに、ふるい下等の低品位の米穀を寄せ集めて出荷しないよう適切な取組をお願いします。</p> <p>【添付資料】 適正流通に関する啓発資料</p>	<p>別紙様式第4-9号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省農産局長 地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">新規需要米認定<u>結果</u>通知書</p> <p><u>令和</u> 年 月 日付けで申請のあった、<u>令和○年産</u>新規需要米取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の2の規定に基づき、認定することとしたので、新規需要米の適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分し、管理の上出荷するとともに、ふるい下等の低品位の米穀を寄せ集めて出荷しないよう適切な取組をお願いします。</p> <p>【添付資料】 適正流通に関する啓発資料</p>
<p><u>別紙様式第4-9号の2</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;"><u>農林水産省農政局長</u> <u>地方農政局長</u> <u>北海道農政事務所長</u> <u>内閣府沖縄総合事務局長</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>新規需要米不認定通知</u></p> <p><u>年 月 日</u>付で申請のあった、○年産新規需要米の取組計画について、<u>需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の2の規定に基づく審査の結果、不認定としたこと</u>をお知らせします。</p> <p><u>(不認定とした理由)</u></p>	
<p>別紙様式第4—10号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地域農業再生協議会の代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">新規需要米認定結果通知書</p> <p>○年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定したので、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の<u>4</u>の規定に基づき通知します。</p> <p>【添付資料】 取組計画の写し等、<u>取組主体</u>の取組内容（農業者ごとの生産予定面積、数量等）が分かる書類</p>	<p>別紙様式第4—10号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地域農業再生協議会の代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">新規需要米認定結果通知書</p> <p><u>令和</u>○年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定したので、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の<u>3</u>の規定に基づき通知します。</p> <p>【添付資料】 取組計画の写し等、<u>農業者等</u>の取組内容（農業者ごとの生産予定面積、数量等）が分かる書類</p>

農林水産省農産局長 殿

（ 地方農政局長
北海道農林事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ）

新規需要米取組計画認定結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要綱（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の4の規定に基づき、下記のとおり認定結果を報告します。

記

1 認定面積（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

単位：㎡

Table with columns for production type (都道府県), rice type (新米, 産前産後), and area (認定面積). Includes sub-tables for '新米' and '産前産後' with further breakdowns.

※ 新米用米、産前産後用米、WCS用等に供する多収品種の種子を認定した場合は、各々の用途に合わせて報告すること。（以下、258頁）

2 認定数量（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

単位：玄米kg

Table with columns for production type, rice type, and quantity (認定数量). Includes sub-tables for '新米' and '産前産後'.

※ 全国生産出荷団体分は、各農業者の生産予定数量を積み上げて算出すること。（よって、本省が認定した数量と異なる場合がある。）

3 出荷方式、品種別面積（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

Table showing '出荷方式別面積' and '品種別面積' with sub-categories like '飼料用米', '一般管理', '区分管理', etc.

(注1)1の面積と整合すること。

(注2)米粉用米の整理に当たっては、専用品種(特認米)、一般品種(計)に計上すること。

4 認定件数（地域流通農業者分のみ）

Table with columns for production type, rice type, and number of certified cases (認定件数).

5 取組農業者数（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

Table with columns for production type, rice type, and number of participating farmers (取組農業者数).

(注)電算処理等の理由から上記様式を用いることが理難い場合においては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

農林水産省農産局長 殿

（ 地方農政局長
北海道農林事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ）

新規需要米取組計画認定結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要綱（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の3の規定に基づき、下記のとおり認定結果を報告します。

記

1 認定面積（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

単位：㎡

Table with columns for production type, rice type, and area (認定面積). Includes sub-tables for '新米' and '産前産後'.

※ 新米用米、産前産後用米、WCS用等に供する多収品種の種子を認定した場合は、各々の用途に合わせて報告すること。（以下、258頁）

2 認定数量（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

単位：玄米kg

Table with columns for production type, rice type, and quantity (認定数量). Includes sub-tables for '新米' and '産前産後'.

※ 全国生産出荷団体分は、各農業者の生産予定数量を積み上げて算出すること。（よって、本省が認定した数量と異なる場合がある。）

3 出荷方式、品種別面積（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

Table showing '出荷方式別面積' and '品種別面積' with sub-categories like '飼料用米', '一般管理', '区分管理', etc.

(注1)1の面積と整合すること。

(注2)米粉用米の(その他の品種)は、(専用品種(特認米))、(一般品種(米粉用))以外の品種をいう。

4 認定件数（地域流通農業者分のみ）

Table with columns for production type, rice type, and number of certified cases (認定件数).

5 取組農業者数（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

Table with columns for production type, rice type, and number of participating farmers (取組農業者数).

(注)電算処理等の理由から上記様式を用いることが理難い場合においては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

別紙様式第4-12号

年 月 日

農林水産省農産局長
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長) 殿

取組主体(自家利用農業者を除く。)

住 所
 氏 名

○年産新規需要米変更後販売契約数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の6の規定に基づき、新規需要米の変更後の販売契約数量について下記のとおり報告します。

記

用途	種類	需要者等の名称及び変更後の販売契約数量等					販売価格 (円/kg)
		都道府県名	名称	態様	数量 (実kg)	(玄米kg)	

- (注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注2) 用途欄は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入すること。(「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」)
- (注3) 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記入すること。
- (注4) 農業者等のうち、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者は販売価格を記入するものとする。

別紙様式第4-12号

年 月 日

農林水産省農産局長
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長) 殿

農業者等

住 所
 氏 名

令和○年産新規需要米変更後販売契約数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の5の規定に基づき、新規需要米の変更後の販売契約数量について下記のとおり報告します。

記

用途	種類	需要者等の名称及び変更後の販売契約数量等					販売価格 (円/kg)
		都道府県名	名称	態様	数量 (実kg)	(玄米kg)	

- (注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注2) 用途欄は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入すること。(「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「畜別雑用」、「新市場開拓用」)
- (注3) 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記入すること。
- (注4) 農業者等のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者は販売価格を記入するものとする。

別紙様式第4-13号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

認定方針作成者及び農業者団体
農業者
住所
氏名
電話

○年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第5の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(出荷団体名:)
(用途:)

(地域農業再生協議会名:)

Table with columns: 取組番号, 農業者名等, 種類, 当初出荷契約等数量, 単収, 生産面積, 出荷契約数量及び販売契約数量の変更, 変更後出荷契約等数量, うち、多収品種等を種子用として自家採取した場合の数量, 出荷(売渡)数量, WCSのロールのサイズ等, 稲わらの利用状況. Includes a summary row at the bottom.

(※1) 別紙様式第4-1号及び別紙様式第4-2号と整合すること。
(※2) 販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作付変動が生じた場合の補正率は「作付表示地帯の単収/作付表示地帯の平均単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により採取した場合の変更を行う場合には、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
(※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は②×③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は④×⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
(※4) 30kg換算単位に調整し単位に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が等となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。
(※5) WCS用種に取組んだ場合、生産・出荷したWCSのロールの大きさがサイズ、重量を記入する。(例:直径○○cm×厚さ○○cm、1ロール当たり○○kg)
(※6) 飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米(※7)では、①畜産利用(自家利用以外)、②畜産利用(自家利用)、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入する。
(※7) 認定方針作成者によっては、報告に当たり電子ファイルも提出すること。
(※8) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合においては、内容の変更を伴わず限り、必要に応じ様式を変更することがあるものとする。
(※9) WCS用種、青刈り種、わら専用種については、ロール数、重量(ト)又は束数等により記載すること。
(※10) 「計」で出出した場合は、出荷数量に08を乗じて玄米換算すること。
(※11) 「計」で出出した場合は、出荷数量に08を乗じて玄米換算すること。

別紙様式第4-14号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

○年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

(以下略)

別紙様式第4-13号

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

認定方針作成者
農業者
住所
氏名
電話

令和○年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第5の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(新設)
(用途:)

(地域農業再生協議会名:)

Table with columns: 取組番号, 農業者名等, 種類, 当初出荷契約等数量, 単収, 生産面積, 出荷契約数量及び販売契約数量の変更, 変更後出荷契約等数量, うち、多収品種等を種子用として自家採取した場合の数量, 出荷(売渡)数量, WCSのロールのサイズ等, 稲わらの利用状況. Includes a summary row at the bottom.

(※1) 別紙様式第4-1号及び別紙様式第4-2号と整合すること。
(※2) 販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作付変動が生じた場合の補正率は「作付表示地帯の単収/作付表示地帯の平均単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により採取した場合の変更を行う場合には、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
(※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は②×③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は④×⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
(※4) 30kg換算単位に調整し単位に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が等となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。
(※5) WCS用種に取組んだ場合、生産・出荷したWCSのロールの大きさがサイズ、重量を記入する。(例:直径○○cm×厚さ○○cm、1ロール当たり○○kg)
(※6) 飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米(※7)では、①畜産利用(自家利用以外)、②畜産利用(自家利用)、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入する。
(※7) 認定方針作成者によっては、報告に当たり電子ファイルも提出すること。
(※8) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合においては、内容の変更を伴わず限り、必要に応じ様式を変更することがあるものとする。
(※9) WCS用種、青刈り種、わら専用種については、ロール数、重量(ト)又は束数等により記載すること。
(※10) 「計」で出出した場合は、出荷数量に08を乗じて玄米換算すること。
(※11) 「計」で出出した場合は、出荷数量に08を乗じて玄米換算すること。

別紙様式第4-14号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

令和○年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

(以下略)

〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

取組主体
仲介事業者
需要者団体等
住 所
氏 名

○年度新規需要米売渡実績数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(用途:)
(削除)

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (玄米kg)	売渡先		委託とう精業者名	売渡数量 (実kg)	備考
					都道府県名	名称			
合計									

- (注) 1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
2 委託とう精を行った場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
3 「用途」は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入、別業とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」)
4 「購入先名」及び「購入数量」欄については、農業者等にあっては記入を要しない。
5 種類はうるち米・もち米・醸造用別、態様は粳・玄米・精米・破碎精米等を記入すること。
6 「粳」の場合は、0.8を乗じて玄米換算すること。
7 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記載すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

農業者等
仲介事業者
需要者団体等
住 所
氏 名

新規需要米売渡実績数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(用途:)
半期(○年○月～○年○月)分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (玄米kg)	売渡先		委託とう精業者名	売渡数量 (実kg)	備考
					都道府県名	名称			
合計									

- (注) 1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
2 委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
3 「用途」は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入、別業とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」)
4 「購入先名」及び「購入数量」欄については、農業者等にあっては記入を要しない。
5 種類はうるち米・もち米・醸造用別、態様は粳・玄米・精米・破碎精米等を記入すること。
6 「粳」の場合は、0.8を乗じて玄米換算すること。
7 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記載すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自家利用農業者
需要者等
住 所 氏 名

〇年度新規需要米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【用途： 〇】
1 新規需要米の受払状況等

（単位：実kg）

種類	年産	態様	契約に対する購入状況			当年度（〇年4月～〇年3月）の使用（在庫）状況				年度末引取残数量及び在庫数量	備考	
			契約数量	前年度末までの購入数量	前年度末の引取残数量	年度当初の繰越数量	購入数量	使用数量				年度末在庫数量
								購入先	数量			
			①	②	③=①-②	④	⑤	⑥	⑦=④+⑤-⑥	⑧+⑦		
合計												

- (注) 1 報告は、新規需要米として契約し、**当年度の4月以降に未引取分を含めて在庫数量があるもののみを対象と**すること。
 2 「用途」欄は、飼料用、米粉用、新市場開拓用を記載すること。
 3 「種類」欄は、**うるち米、もち米別に記載**すること。
 4 「態様」欄は、粳、玄米、精米、破碎精米等を記載すること。
 5 「使途別内訳」欄は、用途が(1)米粉用の場合に、パン用、麺用、菓子用、その他(2)新市場開拓用の場合に、バイオエタノール用、輸出用等の各使途ごとに数量を記載すること。
 6 廃棄した場合（産業廃棄物として処理した場合を含む。）は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

2 新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況

使途	製品名	単位 (a)	製品製造状況 (a) の単位で記入		製品出荷数量 (a) の単位で記入 (d)	翌年度への繰越数量 (a) の単位で記入 (b+c-d)
			前年度からの繰越数量 (b)	当年度の製造量 (c) 新規需要米の使用数量 (実kg)		

- (注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
 2 「新規需要米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。
 (別添)

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自らが使用する農業者等
需要者等
住 所 氏 名

新規需要米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

半期（〇年〇月～〇年〇月）分【用途： 〇】
1 新規需要米の受払状況等

（単位：実kg）

年産	態様	契約に対する購入状況			在庫状況				使用残数量	備考	
		契約数量	当期までの購入数量	取引残	前期からの繰越数量	当期購入分	当期使用数量				次期への繰越数量
							購入先	数量			
		①	②	③=①-②	④	⑤	⑥	⑦=④+⑤-⑥	⑧+⑦		
合計											

- (注) 1 報告は、新規需要米として契約し、**本年4月以降に未引取分を含めて在庫数量があるもののみを対象とし、半期に一度（4月～9月、10月～3月）**とすること。
 2 「用途」欄は、飼料用、米粉用、新市場開拓用を記載すること。
 (新設)
 3 「態様」欄は、粳、玄米、精米、破碎精米等を記載すること。
 4 「使途別内訳」欄は、用途が(1)米粉用の場合に、パン用、麺用、菓子用、その他(2)新市場開拓用の場合に、バイオエタノール用、輸出用等の各使途ごとに数量を記載すること。
 5 廃棄した場合（産業廃棄物として処理した場合を含む。）は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

2 新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況

使途	製品名	単位 (a)	製品製造状況 (a) の単位で記入		製品出荷数量 (a) の単位で記入 (d)	次期への繰越数量 (a) の単位で記入 (b+c-d)
			前期からの繰越数量 (b)	当期の製造量 (c) 新規需要米の使用数量 (実kg)		

- (注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
 2 「新規需要米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。
 3 当該報告は、半期毎に取りまとめて報告（4～9月分、10～3月分）する。

3 米粉の販売先別明細

(単位:実kg)

販売先	住所	用途	前年度 製品出荷取量	当年度 製品出荷数量
計				

- (注)1 新規需要米のうち米粉用米により製造した製品の販売先を報告すること。
 2 販売先は、年間、10トン以上の販売実績がある需要者の記入は必須とし、10トン未満の販売先については一括して記入しても良い。
 3 「用途」欄は、パン用、麺用、菓子用、その他の各用途ごとに記載すること。

(新設)

別紙様式第5-1号

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
 地域農業再生協議会の代表者 殿

売渡人
 住 所
 氏 名
 電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書
 (○年産)

(以下略)

別紙様式第5-1号

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
 地域農業再生協議会の代表者 殿

売渡人
 住 所
 氏 名
 電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書
 (令和○年産)

(以下略)

<p>別紙様式第5-2号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省農産局長 (地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">売渡人 住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: center;">地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書 (○年産) (以下略)</p>	<p>別紙様式第5-2号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省農産局長 (地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">売渡人 住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: center;">地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書 (令和○年産) (以下略)</p>
--	--

附 則 (令和6年4月11日付け5農産第4910号)

この要領は令和6年4月11日から施行する。